

後期基本計画 本編

後期基本計画本論の構成

- ・ 施策体系
- ・ 第1章 豊かな人間性と暖かさを育むまち
- ・ 第2章 都市と自然が共生したまち
- ・ 第3章 安全で安心な暮らしができるまち
- ・ 第4章 活気あふれるいきいきとしたまち
- ・ 総合的な取り組み

【注】

- * 重点指標・・・各項1つ程度。現状値は原則平成18年度決算数値、目標値は平成26年度決算見込み（予測）。
- * 主な事業・・・後期基本計画を実現するための事業。原則、実施計画上の主要事業と経常事業で構成。

白紙

後期基本計画 (施策の体系)



1 章 豊かな人間性と暖かさを育むまち

1 節 豊かな人間性を育む教育の推進

1 項 生涯学習、生涯スポーツ、芸術・文化活動の振興

【現状と課題】

生活水準の向上、自由時間の増大、価値観の多様化等を背景として、物質的な豊かさより精神的な豊かさが求められ、市民のライフスタイルは引き続き大きく変化しています。そのなかで、学ぶことやスポーツ、芸術・文化活動を通じた生きがいの追求や自己実現、健康づくりの機会を求める声が高まっています。本市では、「一市民、一文化・一スポーツ・一ボランティア」のスローガンのもと、市民一人ひとりが生涯にわたって自己を高め、生きがいを感じながら充実した生活を送り、その学習成果を地域に還元できるようなまちづくりを市政の重点課題の一つとして位置付け、「生涯学習推進のまち習志野」の実現に向けて取り組んできました。

一方、行政改革の全国的な流れの中で、従来当然に行政でなければ担えないと思われていた分野に、実は民間でも担える公共サービスがあるのではないかと、ということが問い直されるようになってきました。特に芸術・文化活動やスポーツの分野は、NPO法人等の市民パワーが活躍できる領域であり、行政にはその支援が求められています。

本市では生涯学習の拠点として1中学校区に1公民館を位置付け、全7館の整備を終えています。その他、谷津、東習志野の各コミュニティセンターや生涯学習地区センターをそれぞれ整備し、既に市民の様々な文化・地域活動の拠点として活用されています。また、平成7年度（1995年度）より市民カレッジを開講し、高度化する市民の学習ニーズに応えてきました。今後も拡大、多様化する市民の学習需要に対応するため、各種講座等の充実や指導者、マネージャーの育成が必要です。また施設の老朽化への対応や耐震対策、学習需要に応じた施設・設備への改善・建替え、生涯学習地区センターのさらなる設置と各地区センターの核となる生涯学習センターの建設、地域図書館の核となる中央図書館の建設などが、引き続き検討課題となっています。

一方、地域図書館については、コンピュータの導入により5館全てでオンライン化が実現し、図書館情報オンラインシステムによる全域的なサービスの強化を図ってきました。今後、さらに利便性を向上させるため、地域図書館や公民館などの公共施設において、市民が利用しやすいインターネットによる情報提供サービスを行うなど、地域情報化に対応できる施設や設備の充実が重要となります。

本市におけるスポーツ活動は、平成16年度（2004年度）に策定した「習志野市生涯スポーツ振興基本計画」のもと、生涯にわたって親しむ豊かなスポーツライフの実現を目標として、体育協会

の各競技団体が主催するスポーツ大会や普及活動及びスポーツ少年団の活動などが活発に行われています。また、体育指導委員連絡協議会が主催する各種のスポーツ奨励大会や、本市独自の制度である市民スポーツ指導員が各地区でスポーツ活動を実施し、多くの参加者を得ています。今後は、子どもの家庭生活時間の増加や高齢者のスポーツ人口増加への対応が課題となっており、学校・地域・企業・行政の協働によるスポーツ活動の推進や指導者の育成とスポーツ施設の整備について引き続き検討が必要となります。

また、市民の自主運営による総合型地域スポーツクラブについては、平成13年度（2001年度）以降3つのクラブが設立されており、NPO法人格を取得したクラブとして地域に根ざしたより活発な活動を図ることができるよう、さらなる充実に向けて支援等を行っています。

本市では市民会館（昭和41年（1966年））、習志野文化ホール（昭和53年（1978年））を建設し、芸術・文化鑑賞の機会と場の提供を行ってきました。市民の芸術・文化活動の発表の場としては、公民館等で文化祭を開催するとともに、平成6年度（1994年）からは市展（主催：習志野市美術会）の開催を支援してきました。また、習志野第九演奏会は第30回を迎え、第九合唱団がNPO法人格を取得し、これが主催するようになりました。このように芸術・文化の主役はあくまでも市民であることをふまえ、その活動に対して引き続き支援等を行っていきます。市民ギャラリー設置要望については、習志野文化ホールに付帯するサンペデックホールを展示施設として活用することで対応してきましたが、常設・専用のギャラリーは引き続き検討課題となっています。

コミュニティセンター、生涯学習地区センター、茜浜パークゴルフ場等の生涯学習施設の管理運営については指定管理者制度を導入し、サービスの向上及び管理運営に係るコストの削減を図ってきました。このような民間活力導入を今後もさらに検討・拡充していく必要があります。

文化財については、その保護と活用を図るとともに、市史編さん事業に取り組んできました。その成果をふまえ一層の浸透を図るため、文化財公開施設の設置が望まれており、引き続き検討課題となっています。

【施策の基本方向】

生涯学習の充実、生涯スポーツ、芸術・文化活動の推進にあたっては、世代や教育分野の枠を越えた市民の多様な連携と交流を図り、学習・活動の成果を地域社会に生かしたまちづくりをすすめます。

すべての市民が各々のライフステージに応じて、学習、スポーツ、芸術・文化等の自主活動を行うことができるよう、施設・設備の整備、拠点施設の新設などを行います。また、学んだことを地域活動に活かし、交流を通じて相互理解を図れる環境をつくとともに、様々な活動を支える指導者の育成を推進します。

幼児から高齢者までそれぞれの目的や志向に応じて、生涯を通じた学習ができる活動の場を提供します。また、その学習を通して、喜びと生きがいを感じながら、相互に啓発しあい、市民一人ひとりが自己実現を図ることができる学習環境を整えます。特に、地域情報化時代に対応できる学習施設・設備の充実を図り、情報通信技術を活用して、学習情報の収集と提供、指導者の人材育成に努めます。

スポーツ活動については、市民一人ひとりが気軽に継続して行うことができるよう、「習志野市生涯スポーツ振興基本計画」の下、活動の普及、施設整備、指導者の育成、指導体制の充実等を総合的・計画的に推進します。

市民文化の向上を図るため、市民の芸術・文化活動を育む文化的環境を整備し、文化活動を推進する施策を展開するとともに、文化の薫るまちづくりを推進します。

郷土の歴史・文化に対する理解を深め、郷土愛を育むため、文化財の保護と活用、市史編さん等を推進します。

重点指標	単位	現状値	目標値
主要生涯学習事業参加者数	人	44,274	48,700

* 主要生涯学習事業参加者数 = 公民館講座、市民文化祭、市展、第九演奏会、市民のつどいの参加者数

主要スポーツ施設利用者数	人	402,345	432,000
--------------	---	---------	---------

* 主要スポーツ施設利用者数 = テニスコート、体育館、サッカー場、野球場、水泳プール、パークゴルフ場の合計利用者数

【施策の体系】

生涯学習、生涯スポーツ、芸術・文化活動の振興

生涯学習の充実
生涯スポーツ活動の推進
芸術・文化活動の促進
文化財の保護・活用の推進

【施策の内容】

生涯学習の充実

多様化する学習需要に応じて、市民カレッジや公民館講座の充実を図るほか、学習機会の多様化、

学習内容の充実、各種学習情報の提供、学習相談の充実、指導者の育成、学習成果の地域社会への還元等を進めます。特に市民カレッジにおいては、習志野市を知り、地域活動に参画できる市民を育む場として、習志野学など市政に係る講義を一層充実させます。

地域住民の学習や発表の場である公民館等の社会教育施設は、バリアフリー化を進めるとともに、快適で安全に学習ができる環境づくりに努めます。また、図書館については、インターネットによる図書の検索や予約申込を開始するなど、市民ニーズに即した地域情報化への対応を図ってきました。今後は、携帯電話による図書の検索・予約など情報通信技術を活用した学習環境の整備、CD・DVDなどの視聴覚資料を含めた図書館資料の充実に努めます。

学習成果の発表や活用を支援し、生涯学習による地域社会の活性化を図るため、生涯学習地区センターの整備を引き続き検討する他、生涯学習を通したまちづくりの核として、学習、スポーツ・レクリエーション、芸術・文化活動の連携および調整機能を持ち、学習情報の収集と提供の統括機能を備えた生涯学習センターや、地域図書館の拠点となる中央図書館の構想について検討します。

生涯スポーツ活動の推進

生涯にわたり親しむ豊かなスポーツライフ（する・みる・支える 習志野のスポーツ）の実現のためには、だれでも気軽にスポーツに親しむことができる必要があります。そのためには、学校体育施設の開放を促進するほか、企業・大学のスポーツ施設の利用、スポーツ、レクリエーション等の場となっているハミングロードの有効活用など、身近な所にスポーツの出来る場を確保する取り組みを引き続き推進していきます。また、競技の多様化・高度化やスポーツ人口の増加にかんがみ、多目的陸上競技場、西部体育館等のスポーツ施設の建設構想についても、実現に向けて調査・研究を行っていきます。併せて、地域スポーツの実践的指導者である市民スポーツ指導員等の育成および指導体制の一層の強化、充実に努めます。

また、市民の健康の保持増進、体力の維持向上が図られるよう、各種スポーツ大会やスポーツ教室の開催の拡充を図り、市民のスポーツへの自発的な参加機会を増やします。

さらに、新しい形の市民組織として生れた「総合型地域スポーツクラブ」を各地区ごとに配置することを目指し、地域でのコミュニティの形成、施設の適正利用等を図り、多くの市民が明るく健康で活力のある生活を送れるような、スポーツを通じたまちづくりを進めます。

さらにまた、市民総合体育大会の開催、県民体育大会・全国高等学校総合体育大会・国民体育大会等への参加を通して、競技スポーツの充実を進めていきます。

芸術・文化活動の促進

すべての市民が生涯の各ライフステージに応じて芸術・文化等の自主活動を行うことができるよう、文化に関する情報提供、団体の交流活動、指導者の育成などの充実に努めながら、芸術文化団体の活動を支援します。また、活動や発表の場として文化ホール、市民会館、公民館等の施設の改修や再整

備を進めると共に、市民の芸術作品の発表・鑑賞の場の確保、音楽・演劇等の文化的イベントの開催など、市民が自主的な文化活動を展開しやすい環境づくりに努めます。

文化財の保護・活用の推進

郷土文化については、文化財の調査・収集、保護・保存及び新しい資料の発掘や研究による市史の見直しを進め、その成果を市民に提供します。また習志野市の歴史をさらにわかりやすく綴った「習志野 - その今と昔」により、市民の歴史に対する理解を深めるとともに、文化財に対する愛護の精神と郷土意識を培うよう努めます。また、文化財の収集、調査研究、展示の場として郷土文化施設等の導入を検討します。

主な事業	
コミュニティセンター管理運営	市展活動助成事業
生涯学習推進事業	旧鴛田家住宅維持管理
生涯学習地区センター管理運営	習志野市埋蔵文化財調査事業
公民館講座	市民スポーツ指導員活動事業
図書整備事業	総合型地域スポーツクラブ育成事業
図書館情報通信推進事業【重要】	体育施設管理運営事業（スポーツ9施設）
生涯学習推進事業	習志野市体育協会活動費補助事業
市民文化祭活動助成	（財）習志野市スポーツ振興協会活動費補助事業（スポーツ教室）

2項 次代をひらく学校教育の充実

【現状と課題】

幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期です。生きる基礎となる健康な体づくりや幼児同士の心の交流が必要といわれる中で、都市化や少子化の更なる進行により、幼児が自然と触れ合う機会や異年齢児との幅広い交流を持つ機会が少なくなってきました。そこで幼児期では、体を動かす心地よさ、自然に触れて遊ぶ楽しさなど、非日常的な共同生活を通して一層の充実感や満足感を味わえるよう自然体験の場を継続して提供する必要があります。さらに子供を取り巻く環境の変化を踏まえ、小学校への滑らかな接続や子どもたちの自立力の向上、健全な食生活の確保、そして、特別支援教育や心の教育の推進など幼児教育の質の向上へ向けて取り組むことが課題となっています。また、多様な幼児教育へのニーズの高まりに対して、私立幼稚園に通園する児童の保護者への就園奨励費事業を推進するとともに、私立幼稚園との研修などの連携を積極的に図ることも課題となっています。

本市では、幼稚園・保育所を融合させた「こども園構想」を策定し、平成18年度（2006年）に第1号の東習志野こども園を開設しました。国においては認定こども園法が平成18年（2006年）に制定されるなど、社会全体が総合的に子育て支援をする仕組みづくりに動き出している中、今後保育一元化施設において、地域の子育て支援の拠点として機能を発揮していくことが必要となっています。

小中学校教育においては、児童生徒が自ら主体的に問題を解決する能力や豊かな人間性、心身の健康と体力、たくましく人生を切り拓いていく力などを培うために、学校運営や教育方法の改善、きめ細かな学習指導を推進し、「わかる授業」の実践に努めました。いじめ・不登校等の解決を目指した取り組みでは、校内相談体制の充実、スクールカウンセラーの配置、児童生徒教育相談員の配置など積極的に推進しました。また、子どもたちの教育を学校と家庭、地域社会が連携して支えていくために、学校評議員制度の導入、学校自己評価システム導入の推進、ホームページの開設など、地域の風がいきかう学校づくりに努力しました。今後も、どの子も夢と希望を持って登校できる魅力ある学校づくりと知・徳・体のバランスのとれた発達を促し、「生きる力」を培う教育を一層推進する必要があります。

習志野高校では、“習志野の王冠たれ”という学校創立時の精神のもと、文武両道を掲げ、吹奏楽や運動系の部活動で全国レベルの輝かしい成果をあげて習志野の名を全国に轟かせるとともに、社会のあらゆる分野に多くの人材を輩出してきました。また近年では、地域ボランティア活動、海外英語研修、インターネットを活用した情報教育など、国際化や情報化、価値観の多様化等社会の変化に対応した教育活動を進めてきました。今後も生徒一人ひとりの自己実現を支援していく取り組みに一層力を入れていくことに併せ、まちづくりの一翼を担う「市民の高校」として、市民の生活、意識の中により一層浸透していく魅力ある市立高校づくりが求められています。

教育環境の整備については、平成16年度（2004年度）までに幼稚園・小学校・中学校の保健室等の冷房化が完了し、トイレの洋式化も推進しました。学校の校舎・体育館の耐震診断は、平成17年度（2005年度）で完了し、幼稚園は平成19年度（2007年度）に実施しました。その結果をもとに順次、耐震補強などを実施しています。また、安全・安心な学校づくりのために、防犯カメラの設置や緊急通報システムの導入等を進めました。さらに、学校と地域の連携を深めるとともに地域住民の活動拠点となるコミュニティルームを3つの小学校に設置しました。情報ネットワーク環境の整備面では、平成19年度（2007年度）までに全市立小中学校のパソコン教室にパソコン機器の整備（各校42台）を図りました。今後、さらに情報化社会に対応した教育を進めるため、教員の情報活用能力の向上や校内LANの整備が課題となっています。

【施策の基本方向】

就学前の子どもたちに「就学前保育一元カリキュラム」による教育・保育を実施し、「生きる力」の基盤を培うとともに、子育て支援活動の充実を図り、次世代の親の育成と地域社会の子どもの心身の健全な成長に資する教育の充実を図ります。

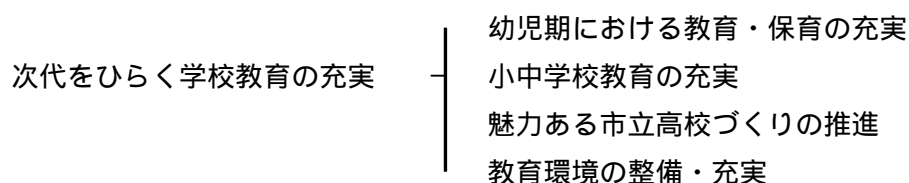
小中学校では、地域の風がいきかう信頼される学校の構築を推進し、子どもの「生きる力」（＝「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」）を育成する教育の充実を図ります。

高校教育では、創造性豊かな人材を育成するために、地域に開かれた学校づくりを推進し、生徒のニーズに対応した学校教育の充実及び、社会の変化に対応した高校教育の充実を図ります。

教職員の資質向上を図って、創意を生かした教育、豊かな心を育む教育を引続き推進すると共に、築後30年を越える施設が多くを占める現在の状況で、「学校施設整備計画」、「こども園整備計画」に基づき、一層の学習環境の整備に努めます。

重点指標	単位	現状値	目標値
こども園施設数	箇所	1	3

【施策の体系】



【施策の内容】

幼児期における教育・保育の充実

幼児期の自立力の基礎を養うため、年長児の鹿野山少年自然の家での自然体験についてさらに充実を図ります。また、幼児期から言葉のリズムや本の楽しさと出合えるように、絵本の読み聞かせを実施し、幼児期における教育の更なる充実を図ります。

近年、わが国において健全な食生活が失われていることにかんがみ、幼児期の食育を推進するため、農家の人や実物の野菜とふれあうなどの様々な体験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得させます。また、食育に携わる教職員の意識向上を図るため、食育に関する基礎知識などを研修します。

さらに、発達や学びの連続性を踏まえ、小学校教育への滑らかな接続のため、幼稚園・保育所・こども園と小学校との交流・連携を継続的に実施します。また、少子化が進み同年齢の子ども同士の触れ合いが希薄となっていることから、こども園を拠点として幼稚園・保育所との連携を図り、幼児同士の交流を行います。地域における子育て支援の拠点として、将来的に市内に7つのこども園を整備します。

一方、教職員の資質向上、教育内容の充実を図るため、教職員研修や私立幼稚園との合同研修会を実施します。また、保護者負担を軽減するため、私立幼稚園就園奨励費を継続して実施し、経済的支援の充実を図ります。学校教育法の改正を踏まえ、幼児期における特別支援教育の充実を図ります。

小中学校教育の充実

小中学校期においては、子どもの「生きる力」、即ち「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を段階的に育成し、確立させることが求められます。

まず、児童生徒の「確かな学力」の育成については、教師に対する研修の充実、特色ある学校づくり推進事業に基づく指定・自主研究の推進とその公開、研修・研究結果の適切な検証等による教師の指導力・授業力の向上、個に応じた指導を図ります。また、子どもの読書活動については、読書指導員の配置や読書時間の設定などを通して、学校図書館の充実と読書活動の推進を図り、学ぶための基礎となる力を養います。さらに、社会の変化に柔軟に対応できる学力の形成のために、市内全小・中学校に英語指導助手（ALT）を派遣し、英語指導及び国際理解教育の更なる充実を図り、子どもたちの国際感覚や英語力の向上に努めます。

「豊かな心」の育成については、鹿野山少年自然の家や富士吉田青年の家を活用した自然体験学習や集団活動を充実することにより、自然の美しさ、神秘性、厳しさに触れての感動体験を広げると共に、友達への思いやり、自律性、協調性、忍耐力、社会性等を豊かに養います。さらに、「音楽のまち習志野」ならではの芸術・情操教育を推進します。

「健やかな体」の育成については、健康教育の充実、食に関する指導の充実、学校体育の充実、食材・食器・調理の安全・衛生管理の徹底などを通して推進します。また、社会教育と連携を図った「早寝早起き朝ごはん」運動と連動しながら家庭・地域と一体となって健康教育を推進します。

魅力ある市立高校づくりの推進

変化の激しい社会をたくましく、創造性豊かに生きることができる人材の育成をめざして、文武両道の精神に基づく教育を強力に推進します。

即ち、生徒が主体的に学習に取り組み、自らキャリアプランを立て継続的に学習できる力を育成するため、ティーム・ティーチングや習熟度別授業、地域の協力を得た体験的学習、生徒・保護者・学校の三位一体による進路学習、国際交流、個々の生徒の多様な相談に対応できる教育相談と教員の研修などを推進していきます。

また、生徒に目標の達成を目指して粘り強く精進できるたくましい精神と、社会性や規範意識を育成するため、部活動を奨励するとともに人的・物的支援体制を整え、夢や目標の実現を支援します。

さらに、地域社会に学校の施設や人材を積極的に開放・派遣するなど、市内の小・中学校との交流をより深め、地域社会に開かれた学校づくりと学校評議員や地域・保護者の評価・意見を積極的に取り入れた学校運営を推進し、より一層、教育力の向上を目指します。

教育環境の整備・充実

既存幼稚園、保育所の再編・民営化を含むこども園整備計画及び施設の老朽化に伴う施設整備計画に基づき、安全で安心な環境のもとで教育を受けることができるよう施設整備を推進します。

「学校施設整備計画」(津田沼小学校全面改築事業を含む)等に基づき、学校校舎、体育館等の耐震補強工事及び老朽化対策としての大規模改造工事を実施します。

情報教育の一層の充実、教職員の業務の効率化等を図るため、校内LANの整備を行います。

学校・家庭・地域の連携・協力の下、PTAや学校支援ボランティア等による登下校時の見守り活動を推進し、安全・安心な教育環境の整備を行います。

主な事業	
鹿野山宿泊保育	児童生徒教育相談員推進事業
食育の推進	魅力ある高等学校づくり推進事業
こども園整備事業【新規】【重要】	幼稚園整備事業
教育研修事業	小中学校大規模改造事業
特色ある学校づくり推進事業	高等学校大規模改造事業
学力向上推進事業	

3項 学校、家庭、地域社会が一体となった教育の推進

【現状と課題】

幼稚園や保育所、こども園では、これまで子育てふれあい広場や預かり保育、保育所所庭開放などを実施し、家庭の子育てを支援してきました。しかし、近年の都市化、核家族化、少子化、地縁的なつながりの希薄化など、家族や家庭を取り巻く社会状況の変化の中で、家庭、地域と幼稚園、保育所、こども園が連携して幼児期の育ちを支えることが求められています。また、学校においては引き続き、子どもの基本的な生活習慣の育成を推進しています。

都市化の進行や社会の価値観の変化等により、子ども達を巡る環境も大きく変化しています。そのため、家庭や地域の教育力が追いつかず、基本的な生活習慣の低下、規範意識の低下、人間関係の希薄化などが指摘されています。次代を担う子どもたちの人づくりを行うには、関係機関が連携して家庭や地域の教育への支援を行う中で、市民一人ひとりが身近なところから自主的に取り組んでいくことが課題となっています。

青少年の自立性や協調性、社会性を養うために、青少年が様々な年齢層の人々と交流し、生活体験、社会体験、自然体験を豊富に得られる鹿野山少年自然の家や富士吉田青年の家のような自然体験学習、集団活動の場の整備や、生涯学習活動の拡充を図る必要があります。また、青少年団体の活性化や芸術・文化、スポーツ活動、社会奉仕活動への青少年の積極的な参加を進めていく必要があります。それとともに地域社会ぐるみで青少年の成長を見守りながら育成していくことができるよう、育成者の養成と学校、家庭、地域社会が連携して、よりよい環境づくりのための活動を積極的に展開していくことが課題です。

本市の放課後児童会は、学校敷地内の児童会室において利用希望者全員を安全に受け入れるすぐれた特色をもっていますが、利用を希望する児童数は年々増加する傾向を見せており、施設・設備の整備拡充や指導員の指導力の向上等を進めることが求められています。

【施策の基本方向】

教育・保育施設、家庭、地域社会が連携し、新しい時代に対応した子育てに関してそれぞれの役割を再認識しながら、地域全体で子育てを支える環境づくりを進めるために、幼稚園・こども園における「子育てふれあい広場」、「地域住民や保護者によるお話し会」などの教育・保育活動への家庭や地域社会の参加を促進します。

幼稚園、こども園が地域社会に目を向けるようにすること、教育・保育施設、家庭、地域社会が新しい時代に対応した子育てに関してそれぞれに役割を再認識すること、家庭や地域の教育を支援

し地域全体で子育てを進める環境づくりをすること、家庭、地域社会、青少年団体、学校が一体となって次代を担う青少年の健全育成を図ること、以上の施策の意図に基づき、幼稚園・保育所・こども園における「子育てふれあい広場」「保育所所庭開放」などにより教育・保育活動への家庭や地域社会の参加を促進します。

家庭は子どもたちが最も身近に接する社会であり、基本的な生活習慣や生活能力、自制心や自立心、豊かな情操、他人への思いやり、善悪の判断など基本的倫理観、社会的なマナーなどを子どもたちに育む場です。家庭を全ての教育の出発点として家庭教育のあり方を問い直しつつ、子どもの自立と健全な成長を促す支援を推進します。

青少年が心豊かに成長するために、問題行動を未然に防止し、安全で活気ある地域環境づくりを進めます。学校、家庭、地域社会が共に支えあうコミュニティづくりや学校を核としての地域づくりに取り組むとともに、青少年が自主的に参加できる行事や大会、体験学習を積極的に推進します。また、放課後児童会の児童増に対応した健全育成事業のより一層の充実を図ります。

重点指標	単位	現状値	目標値
放課後児童会入会希望児童に対する受け入れ		全入制	全入制の維持

【施策の体系】

学校、家庭、地域社会が一体となった教育の推進

就学前子育て支援活動の推進
家庭や地域の教育力向上支援活動の推進
青少年の健全育成の推進

【施策の内容】

就学前子育て支援活動の推進

子育て家庭の教育力向上を支援するとともに、子育て家庭をとりまく地域の教育力（人材、施設）の活用や子育てに関する情報提供の充実、高齢者などの知恵や経験を生かす活動にも取り組み地域の人々との世代間交流を推進し、地域全体として、子育ての支援に参加できる仕組みを充実します。また、幼稚園・保育所・こども園で実施している「子育てふれあい広場」「保育所所庭開放」の充実を図り、遊び場の提供、子育て相談、講演会などの啓発活動、地域住民の交流促進などの事業を推進します。さらに、公民館で開催している家庭教育学級やこどもセンター事業、ファミリー・サポート・センター事業など、地域の子育て支援活動への子育て家庭の参加を促進します。

家庭や地域の教育力向上支援活動の推進

学校においては基本的な生活習慣の指導を充実させると同時に、学校教育と社会教育の連携システム（いわゆる学社連携システム）の構築に努めます。

家庭や地域の教育力の向上を図るために、「早寝早起き朝ごはん」運動などを中心に、関係機関が連携し、様々な機会を通して啓発活動に努めるとともに、家庭教育における学習機会の提供や子育て相談の充実、地域ぐるみの家庭教育支援および安全を守るシステムの整備・充実などに取り組みます。

保護者を対象とする公民館における家庭教育学級などを通して子育て中の親の仲間作りの支援、子育てにおける問題の早期発見・解決のため、地域や公民館などにおける相談体制の整備をします。さらに、親子が一緒に参加できる各種行事や体験学習を提供し、親子のふれあいや父親の参加を促し、家族としてのまとまりを支援します。

スポーツを通して子どもの健康作りや仲間作りを進めるため、総合型地域スポーツクラブの自主運営に対する支援を行う一方、「こども110番の家」の機能の充実や、「愛のひと声」運動、「見守り活動」の推進等、地域ぐるみでこどもの安全を守るシステム作りを進めます。

青少年の健全育成の推進

児童から青年までの各年代にわたる青少年の健全育成のために、学校、家庭、地域社会、青少年育成団体が一体となった活動を進めます。

放課後児童会については、指導員の増員、研修等によって充実を図り、保護者の就労などで増加する利用児童への対応と健全育成を、より一層推進します。施設・設備の改修や増設も、計画的に進めていきます。

また、親子が一緒になって参加できる行事や子ども会活動、青少年の宿泊体験学習などの開催、青少年施設の整備・充実、子どもが安全で楽しく遊べる場や自然環境の確保に努めます。

一方、地域における青少年の体験活動が活発に行われるように、子ども会、ボーイスカウトなど青少年健全育成団体の指導者の資質向上や活動プログラムの充実を支援するとともに、協力体制づくりを推進します。

地域社会と一体となって活発な活動を行う各種の青少年団体の育成を図ります。さらに、青少年リーダーの養成のために、青少年健全育成団体との連携のもと、異年齢集団での体験活動、他の団体との相互支援、リーダー講習などを推進します。また、市民と協力し、青少年に好ましくないピア等の撤去、地域・警察と連携した非行や青少年犯罪の防止、青少年を取り巻く地域環境の浄化に努めます。

主な事業	
子育てふれあい広場	青年の家管理運営
放課後児童会運営【重要】	青少年活動助成
子ども会館管理運営	青少年センター運営
	青少年相談員指導事業

2 節 保健・医療・福祉環境の整備

1 項 保健・医療の充実

【現状と課題】

本市では、昭和50年（1975年）から地域保健サービスの拠点としてヘルスステーションを設置し、母子・成人・高齢者保健、歯科保健、栄養指導等、地域に密着した保健活動を展開してきました。現在では、市内に5か所のヘルスステーションを設置し、保健師、栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、ケースワーカー等の専門職が連携を図りながら、乳児から高齢者までの保健・福祉活動を行なっています。特に最近では、市民からの相談内容が多岐にわたり複雑化し、一人ひとりにきめ細かい対応が必要になってきています。また、高齢化が進む中で、地域における高齢者支援の中核として新たにスタートした地域包括支援センター活動の充実および介護予防事業の強化が課題となっています。

健康づくりについては、単なる個人の努力では、十分な効果をあげることが困難であることが明らかになってきており、地域・学校・職場・関係機関・専門家・市民活動団体・市が連携協働して、市民一人ひとりの健康づくりを支援することが求められています。この「ヘルスプロモーション」の考え方に基づき、平成15年度（2003年度）に健康づくりの総合計画として「健康なまち習志野」を策定しました。この計画に基づいて、健康づくりに主体的に取り組む市民を、幅広い視野から支援する体制を構築していく必要があります。

親子の保健活動としては、妊婦・乳幼児の健康診査や新生児・産婦訪問を中心に事業を展開しています。虐待予防の視点を含めた体制を更に強化して推進していきます。

現在、成人を対象とした健康診査は、基本健康診査・がん検診・歯科健康診査等があります。しかし、医療制度改革に伴い、平成20年度（2008年度）から糖尿病等の生活習慣病有病者・予備群の減少を目標とした特定健診・保健指導が医療保険者に義務付けられたことにより、本市も国民健康保険の保険者として、実施することとなります。このことを含めて、これまで行ってきた健診が円滑に実施できるよう、新たな体制を整備していく必要があります。

感染症予防については、市内の医療機関のみならず契約した県内の医療機関においても予防接種が受けられるという「千葉県定期予防接種相互乗り入れ制度」を導入することによって、予防接種を受けやすい体制に整えています。予防接種法の改正により接種方法の変更が度々あるため、市民に十分な理解が得られるよう周知及び啓発が必要となっています。

医療体制については、千葉県済生会習志野病院の新病院整備に、平成13年度（2001年度）から

5年間にわたり助成をし、市内の医療機関の充実を図ってきました。また、救急医療体制を見直したことにより、土曜日、日曜日を含めた休日・夜間の救急医療体制を整えました。一方、全国的に医師不足が叫ばれる中、救急医療体制については、夜間の医師の確保、小児科医の確保などについて関係機関との協議が必要です。

【施策の基本方向】

地域に配置されたヘルスステーションを拠点に、乳児から高齢者までの健康について、いつでも誰でも気軽に相談できる体制を整え、市民の健康づくり、親子や成人・高齢者の保健事業の充実を図ります。

市民一人ひとりが健康に対する意識を高め、健康的な生活を自ら選択し実践できるよう、市民が主体的に楽しく健康づくりに取り組むことができる環境を整えます。

市民の命と健康を守るため、関係機関の協力を得て救急医療体制の強化に努めます。

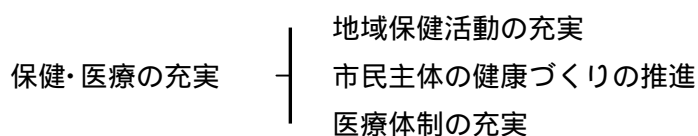
重点指標	単位	現状値	目標値
適正体重を保っている人の割合	%	70.9	80.0

* 「適正体重」は、BMIが18.5以上25未満

* BMIとは、体重/(身長²)

* 現状値は、基本健康診査受診者より

【施策の体系】



【施策の内容】

地域保健活動の充実

ヘルスステーションを中心に、妊娠中から乳幼児、思春期、成人・高齢者までの、食生活、運動、疾病予防、歯科保健など生涯にわたる市民の健康づくりの支援に取り組みます。

親子の保健事業においては、少子化が進み、地域との交流が希薄になる中で、妊娠期から子育ての時期までの個々の状況に応じた一貫した親子の支援を充実させ、育児不安の軽減、虐待の予防を推進

します。

健やかな生命を育む環境を整えるため、幼児期から心身ともに健康で、自分や相手を大切に思う気持ちを持った子どもに育つよう、生と性の教育・相談に積極的に取り組んでいきます。

成人・高齢者保健事業においては、医療制度改革を踏まえて、糖尿病等の生活習慣病の有病者、予備群の減少をめざし、栄養、運動指導を含めた生活習慣病対策の強化に取り組めます。また、がん検診については、啓発活動の強化と受けやすい環境を整えることにより受診率の向上に努めます。あわせて、高齢化が進む中で、住み慣れた地域でいつまでもいきいき過ごすことができるように、併設する地域包括支援センター機能ともあわせて、介護予防事業の充実を図っていきます。

感染症予防については、予防接種に関する啓発活動の強化を図り、接種率の向上に努めます。

これら地域保健活動の充実を図るために、保健サービスの拠点となる保健センターを整備し、保健活動の円滑な実施をめざします。

ストレスを感じることの多い現代において、速やかに市民のストレスを軽減・解消して、活力ある地域社会を作るため、関係機関、関係部署との連携により心の健康に関する知識の普及と相談体制、情報提供の充実を図るとともに、地域における仲間づくりや交流の機会を増やします。

市民主体の健康づくりの推進

本市の健康づくりの総合計画である「健康なまち習志野」は、市民一人ひとりが健康に対する意識を高め、健康的な生活を自ら選択し、主体的に取り組むことができるヘルスプロモーションの考え方に基づき計画されています。市民が主体となって健康づくりに取り組むために、さまざまな機会を利用した啓発活動や、個々の状態に合わせた具体的な実践方法などを提供していく必要があります。

また、地域で活動する健康づくり市民リーダーの育成や、それぞれの地域で市民が中心になって取り組んでいる活動への協力・支援、あわせて関係機関・関係部署との連携等により、市民一人ひとりが健康づくりを実践しやすい環境整備を図ります。

医療体制の充実

本市の地域医療体制は、中核病院である済生会習志野病院を含めた市内4病院と地域の診療所などの医療機関が連携して、本市の医療体制を担っていただく体制を基本とし、千葉県保健医療計画に則り、医療体制の充実を図っていきます。

救急医療体制については、救急の中でも軽症な場合の一次救急・検査や入院が必要な二次救急・救命処置が必要な三次救急といった医療体制を理解していただくことによって、市民に医療機関のかかり方を周知し、病院と診療所の役割が明確化された、より充実した救急体制をめざします。その中でも小児救急体制については、関係機関と協議し、広域救急医療体制を視野に入れた体制強化について検討していきます。

健康危機管理体制として、新型インフルエンザ、SARS等の感染症については、習志野保健所の指示のもと、国民保護計画等との整合性を図りながら体制を整備していきます。また、大規模な災害

発生時には、地域防災計画に基づき、医療体制を整備していきます。

主な事業	
母子保健活動事業	機能訓練
母子健康診査事業	訪問指導
予防接種事業	介護予防普及啓発事業
歯科保健事業	「健康なまち習志野」計画推進事業【重要】
成人高齢者保健活動事業	健康づくり推進事業
在宅歯科保健事業	健康フェア
特定健康診査等事業【新規】【重要】	いきいきサポート倶楽部事業
がん検診	救急医療対策事業
成人歯科健康診査	

2項 地域福祉の充実

【現状と課題】

少子高齢化が進み、核家族化、地域社会や家庭内における人と人とのつながりが希薄化する中で、誰もが住みなれた地域で安全で安心した生活を営むためには、あらためて地域力を回復させ、地域住民の手による地域福祉の充実が求められています。

また、これからの地域福祉は、地域の住民が自ら主体となり、行政、企業、学校などと協働して災害時の共助などの体制づくりを進めることが求められています。

本市では、これまでも市民と行政、学校などの公的機関が協働して地域福祉に取り組み、その中心的な役割を担っている社会福祉協議会やその支部、各種の制度ボランティア団体の活動を支援してきました。今後さらに地域ぐるみ福祉を推進するためには、各種のボランティア活動の充実とともに、地域で様々な福祉活動を行っている NPO 法人等の協働を図り、体制を整備する必要があります。

社会福祉協議会のボランティア・市民活動センターでは、現在約 50 のボランティアグループが活動しています。今後さらに多くの市民が地域でボランティア活動を行っていくため、ボランティア団体の育成や活動の体制づくり、特に、地域の人的資源である団塊の世代の人や元気な高齢者などのボランティア活動の受け皿づくりが課題となっています。

市民一人ひとりが自己実現を図るためには、誰もが不自由なく行動し交流できる環境づくりが必要です。平成 18 年（2006 年）6 月には、建築物に関するバリアフリーの基準を定めた「ハートビル法」と公共交通機関に関する「交通バリアフリー法」が一本化され、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が制定されました。このバリアフリー新法では、高齢者や障害者だけでなく、子育て中の母親なども含め、生活環境から障害（バリア）を受けている人すべてのバリアフリーが求められています。こうした中、引き続き、「公共施設に関する福祉環境整備要領」に基づく整備を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方の普及や市内全域のバリアフリー化を推進することが必要です。

また、近年福祉においては、ソーシャル・インクルージョン（共生、内包された社会）の考え方が提唱されており、障害者、高齢者、外国人、ホームレスや貧困層、あるいは未婚の母親など、社会的に孤立・排除される可能性のある人々を、社会的なつながりの中に内包して孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、社会の構成員として包み支えあう意識の醸成や仕組みづくりが求められており、「支えあう地域福祉社会」の形成を模索する必要があります。

低廉な葬儀の提供や市民サービスの向上を図ることを目的として、葬祭事業と霊園事業を実施しています。海浜霊園につきましては、7,570 基の区画を整備していましたが、全て使用許可済

みとなっています。そこで新たな形の墓地として、海浜霊園内に合葬式墓地を建設しました。

また、本市が加入する四市複合事務組合で運営する斎場事業の施設の限界が見込まれています。

【施策の基本方向】

社会福祉協議会支部活動やボランティア養成を促進し、地域における住民間のネットワークの構築等、地域ぐるみ福祉を推進し、地域住民の相互扶助意識の醸成を図ります。

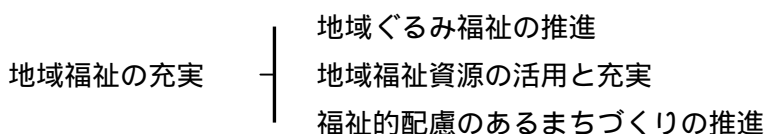
地域で高齢者の生活を包括的に支援する地域包括支援センターの機能充実や社会福祉協議会支部活動の拠点確保を進めるなどして、地域福祉活動への支援体制の確立を図るとともに、地域での互助体制づくりに向け、団塊の世代等人的資源の参画を促進します。

市内の公共施設や公共交通機関のバリアフリー化を一層推進することに加え、全ての市民が地域社会の中で支えあうことができる地域福祉の実現を目指します。

四市複合事務組合における斎場施設の建設・運営に関し共同で取り組みます。

重点指標	単位	現状値	目標値
社会福祉協議会支部活動利用者数	人	20,137	24,800

【施策の体系】



【施策の内容】

地域ぐるみ福祉の推進

地域ぐるみ福祉の推進のためには、地域内で密着した活動を行っている民生委員児童委員の活動を

支援すると共に、地域福祉の組織的担い手である社会福祉協議会の支部活動を充実させていく必要があります。そのために、地域福祉の課題を住民と共に解決していくという社会福祉協議会本来の役割を実践しながら、困ったときの福祉から困らないための福祉へ、そして、困ったときはいつでも支えあえるようなまちづくりを目指して地域ぐるみ福祉の推進を図っていきます。

また、行政を含めた地域資源と積極的に連携・協働しながら、社会福祉協議会支部活動の基盤づくり、当事者等への自助支援、ボランティア・市民活動や広報・啓発活動、相談援助事業などを積極的に推進します。

特に、ボランティアは地域福祉推進の主体であることから、働き盛りの若年層、団塊の世代の人や元気な高齢者などがボランティア活動に加わる機運が高まる中で、ボランティア・市民活動に参加しやすい環境を整えると共に、社会福祉協議会と連携し、ボランティア団体やNPO法人といった市民活動団体を養成していきます。

地域福祉資源の活用と充実

地域で高齢者の生活を包括的に支援するための中核として地域包括支援センターの機能強化を図り、日常生活圏域を単位とした福祉コミュニティの支援体制の確立を図ります。

現在、未利用となっている秋津の新総合福祉ゾーンの整備については、需要が増加している療育相談機能の整備の必要性等を十分勘案しながら土地利用方針を策定します。

社会福祉協議会の支部活動の充実を図るため、拠点確保を推進します。

地域福祉の充実を図るためには、地域が所有する福祉資源を活用することも重要です。今後の高齢化社会の進展を考慮し、地域での共助体制づくりを強化するため、元気な高齢者や、退職して地域に帰ってくる多くの団塊の世代など、地域での人的資源の活用方法を含め福祉資源の積極的な活用を推進します。

福祉的配慮のあるまちづくりの推進

高齢者や障害者だけでなく、子育て中の母親なども含め、全ての市民が利用しやすいように、道路、公園、公民館・図書館等多くの市民が利用する公共施設を対象として、「公共施設に関する福祉環境整備要領」に基づく整備を推進します。

市内の公共交通機関については、「習志野市交通バリアフリー基本構想」に基づき、国・県の補助制度を積極的に活用しながら、市内全鉄道駅のバリアフリー化に向け、車椅子等に対応したエレベーターや、オストメイト対応の多機能トイレ等バリアフリー施設の整備を促進します。

また、社会福祉協議会、自治会、NPO、ボランティアなど地域社会における様々な機関・団体の連携、つながりを築くことによって、全ての市民を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、地域社会の構成員として包み支え合う福祉的配慮のある共生社会を推進します。

葬祭事業については、遺族が安心して弔うことができるよう、海浜霊園の環境維持、合葬式墓地の使用者募集を行います。

主な事業	
災害時要援護者支援事業【新規】 社会福祉協議会補助事業 新総合福祉ゾーン整備検討事業 交通バリアフリー特定事業 歩道段差解消整備事業	葬祭事業 海浜霊園整備事業 四市複合事務組合運営費(第2斎場建設負担金含)【重要】

3項 高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉などの充実

【現状と課題】

高齢化の進行に伴い生産年齢人口が減少していくことから、持続可能な社会保障制度を構築するため、税制、医療、介護、年金、障害者福祉、生活保護等の制度改正が順次実施されてきています。仕事、雇用のあり方が、終身雇用・年功序列方式から実力、成果主義へ、また、臨時雇用の拡大などへと変化してきており、それに伴い、格差社会、ワーキングプアなど新たな社会問題も生まれてきています。福祉サービスのあり方も、介護中心から自立支援、介護予防重視へと、また、広域的な対応から地域密着型へと変わってきており、介護保険制度に続き、自立支援法の施行により障害者福祉についてもサービスの選択、受益者負担制度が取り入れられました。本市の福祉サービスの考え方も、自立支援を基本的な考え方とし、真に必要な人に必要な支援をする制度に見直しをしてきています。

高齢者福祉は、平成18年度(2006年度)から20年度(2008年度)までの3年間の「習志野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づいて、様々な施策や介護サービスを実施しているところです。近年の税制改正や医療制度、介護保険、国民健康保険制度などの改正により、高齢者の経済的負担は増してきています。また、高齢化の進展や扶養意識の変化により、核家族化、高齢者世帯は増大しており、高齢者が地域で安全で安心な生活をするための介護予防や介護支援、防災時などの緊急時の支援体制作りが課題となっています。また、今後さらに高齢化社会が進展することを踏まえ、団塊の世代の退職者や元気な高齢者が地域で活躍できる場を確保する必要があります。

障害者福祉については、平成17年(2005年)に障害者の福祉サービス分野を統合整理した障害者自立支援法が制定されたことを受け、平成18年度(2006年度)に策定した「習志野市障害者基本計画・障害福祉計画」に基づく様々な施策や障害福祉サービスを実施しているところです。また、千葉県においては平成18年(2006年)10月に「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」が制定され、県との連携の中で差別のない地域社会の実現に取り組むことが求められます。このような変化の中で、これまでは、国・県の指導のもと、事業実施をしてきたところですが、今後は、地域の特性・利用者の意向を汲んだ独自の地域生活支援の充実が求められています。

少子化の進行を踏まえ、平成17年度(2005年度)から「習志野市次世代育成支援対策行動計画」に基づき、子育て・子育てを地域全体で総合的に支援する施策の展開を図っています。この行動計画では、これまでの施策を体系的に整理するとともに新たなきめ細かな対策を講じてきましたが、仕事の形態の多様化、働き方の見直しといった労働環境の変化に伴って、市民の保育ニーズは更に多様化しています。すべての子育て家庭にきめ細かい支援をして行くためには、柔軟に応えられるサービスの提供体制を構築することが課題となっています。

介護保険制度、国民健康保険制度、生活保護制度などの社会保障制度については、高齢化の進展により今後益々運営経費が増加することが予想されることから、制度の適正実施に努めるとともに介護・医療に係る予防の推進が課題となっています。また、平成18年(2006年)の医療制度改革により平成20年度(2008年度)から後期高齢者医療制度がスタートし、75歳以上の高齢者が同制度に移行します。医療費適正化のため、治療重点の医療から疾病予防へ転換が図られることから、国民健康保険の財政健全化に取り組む事業運営が課題となっています。

【施策の基本方向】

ますます進展する高齢化に対応するためには、高齢者同士の相互扶助を基本とする中で、支援を必要とする高齢者が地域で活動できる施策の充実を図り、安全で安心して暮らせるまち、生きがいのある生活を送ることができるまちを目指します。

日常生活や社会生活に制限を受ける障害者・障害児に対する日常生活支援施策の充実により、自立と社会参加の促進を図るとともに地域で安心して暮らせる地域生活支援のための施策展開を図ります。

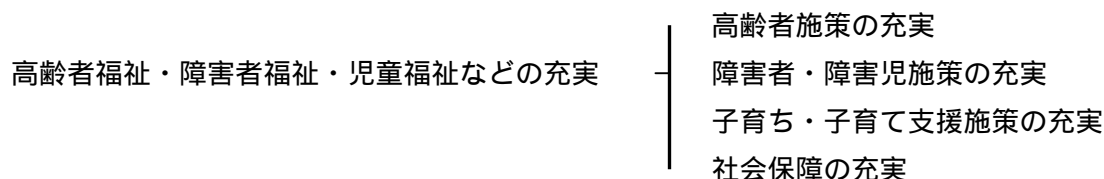
子育て家庭を社会全体で支えることを目指した「次世代育成支援対策行動計画」に基づき、子育て・子育てを地域全体で総合的に支援する施策の展開を進めるとともに、民間活力の導入によるサービスの提供も視野に入れた多様なサービスの展開を図ります。こども園整備計画を推進するとともに、地域力を活用した子育てができる環境を整えます。

生活保護制度の適正な実施に努め、被保護者の自立支援を促進します。介護保険制度の適正な運用を図るため「在宅サービスでの自立した生活の継続」という理念のもと、サービスを提供するハード、ソフト両面の基盤整備やサービスの適切な利用の促進を図ります。国民健康保険については、特定健診・保健指導を実施し、医療費の適正化を図り、財政健全化に努めます。また、国民年金については、国にその制度の充実を働きかけるとともに、加入促進に努めます。

重点指標	単位	現状値	目標値
元気高齢者の数	人	24,026	29,711
ファミリー・サポート・センター利用会員数	人	1,546	2,400

* 元気高齢者の数とは、介護保険第1号被保険者から要介護(支援)認定者をひいた数

【施策の体系】



【施策の内容】

高齢者施策の充実

高齢者が地域で安全に安心して暮らせるため、平成19年度（2007年度）に策定した「習志野版セーフティネット」の体系の下に、行政（フォーマル）が制度として実施するものと地域の団体やNPO等（インフォーマル）による支援の内容を、平成21年度（2009年度）から平成23年度（2011年度）までを計画期間とした「第4期習志野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に反映するなどにより施策を具体的に進め、高齢者が住みなれた地域で自立して自分らしく生きていくことができるよう支援していきます。またそのための具体的支援を、介護予防と地域づくりを目的に創設された地域包括支援センターの機能として充実していきます。

さらに、高齢者の社会参加が介護予防にもつながることから、団塊の世代の活躍の場の確保をはじめ、就労やボランティア活動に対する情報提供の強化など、社会参加しやすいような環境を整備することにより、生きがい対策を進めていきます。

障害者・障害児施策の充実

「習志野市障害者基本計画・障害福祉計画」に基づき、障害者・障害児に対する施策の充実により、住み慣れた地域で自立生活が営めるよう安心した地域生活を支援します。

障害者の地域生活支援や就労支援など個に応じた支援を充実するために相談体制を強化するとともに地域における相談充実のため地域相談ネットワークの強化を図ります。

住み慣れた地域で生きがいのある自立生活実現に向け、障害者や多様な障害そのものに対する理解を深めるため、スポーツ・レクリエーション等を通じた活動による交流機会を充実するとともに、障害者の居住の場や日中活動の場など基盤整備の充実に努めます。

また、障害者がある能力を発揮し、経済的・社会的に自立できるよう個々に応じた就労支援を促進するため国・県の機関との連携強化に努めます。

子育て・子育て支援施策の充実

未来を担う子どもたちが健やかに生まれ、社会の一員としてその存在を尊重されながら元気に成長

していけるような、安全で安心して暮らせる地域社会の構築を目指し、「習志野市次世代育成支援対策行動計画」に基づいて、在宅家庭・共働き家庭・ひとり親家庭など、すべての子育て家庭を支援する施策の充実を図ります。

子育て、子育てを地域で支えるまちの拠点として、将来的に市内に7つのこども園を整備するとともに、既存の公立保育所、公立幼稚園の運営に民間活力を導入し、多様な保育サービスの提供と待機児童の解消に努めます。

子どもの一時預かりや保育所などへの送迎、保護者の体調不良時や産前産後の家事支援などの援助を受けたい人と援助のできる人が、相互に協力し合い地域で子育てを支えあうシステムであるファミリー・サポート・センター事業を一層推進します。

保育所及びこども園の待機児童の解消に努め、産休明け保育、一時保育、障害児保育、休日保育、延長保育時間の拡大など、就労形態や個々の児童の状況に対応した保育サービスを提供して仕事と家庭の両立支援を推進するとともに、子育て家庭の経済的な支援として子どもの医療費の助成制度を拡充するなど子育て施策の充実を図ります。

ブックスタート事業を実施し、親子が絵本を介してゆっくり心を触れ合うひと時をもつよう絵本との出会いのきっかけをつくります。

発達障害者支援法の施行を踏まえた発達支援を含め、個別に支援を必要とする乳児に対する子育て支援を推進します。

こどもセンター、つどいの広場、保育所所庭開放など地域における子育て支援活動への参加を促進するとともに相談体制を強化して、子育て家庭の負担感や孤立感をなくし、虐待を未然に防ぎます。また、ひとり親家庭の就労支援、経済的支援を推進して生活の安定と自立を促し、児童の心身の健やかな成長を支援します。

社会保障の充実

生活保護制度については、制度の適正実施に努め、被保護者の安定した生活と生活意欲の昂揚を図るとともに、平成17年度（2005年度）より開始した就労支援事業を充実させ被保護者の自立を促進します。

介護保険制度については、制度の適切な運営を図るための低所得者への配慮を含めた円滑な事業実施に努めます。

国民健康保険制度については、医療費適正化のため、治療重点の医療から疾病予防への転換をする「高齢者医療の確保に関する法律」に基づき、医療保険者が40歳以上の被保険者に対し、糖尿病等の生活習慣病有病者・予備軍の削減のため、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健診・保健指導を実施します。

国民年金については、制度の周知を図り加入促進、納付勧奨により、年金受給権の確保に寄与します。

主な事業	
高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 【重要】 老人クラブ補助事業 シルバー人材センター補助事業 介護サービス支援事業 地域支援事業 障害福祉計画策定事業 【重要】 地域生活支援事業 障害者小規模施設整備費等補助事業 精神障害者小規模通所授産運営費補助事業 ブックスタート事業 【新規】 延長保育（時間外保育） 一時保育 預かり保育	民間認可保育所運営費助成事業 民間無認可保育所施設整備費等助成事業 ファミリー・サポート・センター運営事業 病後児保育事業 子どもの医療費等助成事業 こども園整備事業 【新規】【重要】 こどもセンター運営事業 つどいの広場運営事業 育児支援家庭訪問事業 介護保険料減免取扱要綱に基づく減免事業 社会福祉法人等による生計困難者に対する 介護保険サービスに係る利用者負担額軽減 制度事業 特定健康診査等事業

3節 市民と行政との「協働型」社会の実現

1項 市民と行政との「協働型」社会の実現

【現状と課題】

近年、保健・医療・福祉をはじめ、子どもの健全育成や環境保全などさまざまな分野で市民活動が注目されています。この市民活動は、公共的サービスに市民の意見を反映したり市民が参加したりすることにとどまらず、これまで社会サービスの主な担い手であった行政・企業と並び、多様化する市民ニーズに主体的に対応する仕組みとして、これからの社会で大きな役割を果たしていくことが期待されています。

そこで本市では、ボランティア団体やNPO法人などによる市民活動を支援して「市民と行政のパートナーシップに基づく協働」によるまちづくりを推進する拠点として、平成15年度(2003年度)に市民活動インフォメーションルームを設置しました。市民活動インフォメーションルームでは、市内で活動する市民団体の登録を行い、市民ニーズに応じた団体紹介や情報提供を進めていますが、この登録団体数は平成19年(2007年)8月現在で134団体あり、開設以来年々増加傾向にあります。今後も多様化する市民ニーズを的確に把握しながら、更に幅広い分野での市民活動の活性化を促進する必要があります。

また、市内14のそれぞれのコミュニティにおいては、市民と行政が一体となって地域の問題を考え、解決策を討議・実践し、市民の声を行政施策に反映させることを目的とした本市独特の制度である地域担当制とまちづくり会議による地域活動や、町会・自治会によるコミュニティ活動が活発に展開されています。今後も、市民の市政への参画意識の向上のため、まちづくり会議の更なる活性化と自治活動の一層の支援を図る必要があります。

一方、協働型社会の実現には、市政情報の積極的な開示が不可欠であり、現在、情報公開条例による公開のほか、各種広報媒体やまちづくり会議等を通じた情報提供に努めています。

本市では、男性も女性も個性を生かしつつ、あらゆる分野に対等な構成員として参画できる男女共同参画社会の実現を目指して、平成13年(2001年)3月に「習志野市男女共同参画プラン」を策定、平成20年(2008年)3月には新しい「習志野市男女共同参画基本計画」を策定して、様々な施策に取り組んでいます。

また、市、市民、事業者、教育関係者の役割を明確にし、協働による男女共同参画を推進するため、平成16年(2004年)に習志野市男女共同参画推進条例を制定すると共に、男女共同参画社会づくりの拠点施設として男女共同参画センターステップならしを設置し、市民との協働によるイベントや各種セミナーを開催するなど、積極的に啓発活動を進めています。

今後も、女性と男性とが、社会のあらゆる分野において対等なパートナーとして参画し、共に責任を担っていく男女共同参画社会の実現に向けた啓発、学習、家庭生活と社会生活活動の両立支援、情報提供等を推進する必要があります。

本市は昭和57年(1982年)に、県内では初めて非核三原則の完全実施と世界の恒久平和を目指した「核兵器廃絶平和都市宣言」を行い、平和教育を始め、平和基金・平和公園の設置、被爆者慰霊平和祈念事業などを行ってきました。また、平成7年度(1995年)からは、被爆地である広島市と長崎市の平和式典へ市民代表を派遣しています。これらの取組みにより、市民の平和を希求する意識は浸透してきていますが、これからも、核兵器の脅威、戦争の悲惨さ、平和の尊さを次代に伝えると共に、恒久平和を祈念し、市民と行政が一体となった平和事業を展開していくことが必要です。

【施策の基本方向】

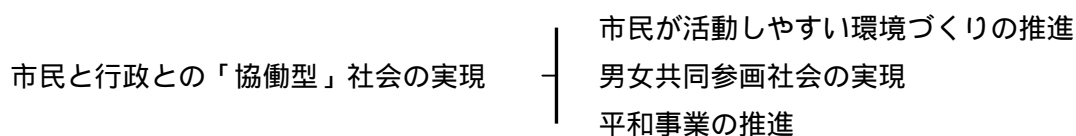
ボランティア・NPO等の市民活動団体、町会・自治会、学校、企業、行政等、様々な主体が協働し、社会や地域の問題・課題の解決に取り組めるような環境・体制づくりを進めます。

男女が互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」の実現に向けて、市民の意識醸成や社会的条件の整備、さらに推進体制の整備を図ります。

核兵器廃絶平和都市宣言の趣旨に基づき、非核三原則の完全実施と世界の恒久平和の実現を目指した平和事業を、これからも継続して実施します。

重点指標	単位	現状値	目標値
市民活動インフォメーションルーム利用者数	人	12,066	16,000

【施策の体系】



【施策の内容】

市民が活動しやすい環境づくりの推進

「習志野市協働のための基本方針」を策定し、市民と行政のパートナーシップに基づく協働のもと

で「協働型」社会の実現を目指します。

また、協働型社会を構築するためには、市が情報を積極的に開示し、市民と行政が情報を共有したうえで、市政に市民意向を反映させることが必要です。そこで、広報活動を充実させるとともに、継続的な市民意識調査、パブリックコメント及びインターネットを活用した市民満足度調査などにより市民意向を把握し、市政への反映を図ります。

さらに市民活動インフォメーションルームにおける市民活動団体への的確な情報の収集と発信に努めて、多様化する市民ニーズに対応した市民活動を促進します。

習志野郵便局旧局舎跡地は、地元の強い要望により、平成14年度(2002年度)に地域住民の学習、交流機能を主たる機能とする公共施設用地として取得しました。市民とのワークショップにより策定が進められた基本構想、基本計画に基づき、立地する大久保が学生のまちであることを踏まえて、地元大学との連携により市民活動、協働の拠点として整備します。

一方、まちづくり会議においては、地域の交流、情報の交換を進めて一層の活性化を図り、市政への市民参画の機会拡充に努めます。

地域住民の自治活動については、町会・自治会等で整備する地域集会所に対する補助制度を継続して活動の促進を図ります。

併せて市民の視点からの自由な発想を活かすための「市民参加型の補助金制度」を創設することにより、行政では補いきれない多様な市民サービスの創設と補助金の有効性を向上させます。

男女共同参画社会の実現

家庭、学校、職場、地域社会等において男女平等意識を醸成すると同時に、男女共同参画社会の実現を阻害していると考えられる固定的な性別役割分担意識を変えるため、あらゆる機会を通して、広報・啓発活動を積極的に進めます。

また、男女がともに家庭の構成員としての役割を果たし、豊かな家庭生活と地域生活を送ることができるよう、学習機会や支援体制の充実を図ります。

さらに、政策方針決定の場における女性の参画を促すことにより、女性の意見が政策に反映し、市民の暮らしの視点に立ったまちづくりや市政運営の推進を図ります。

雇用の分野においては、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現を目指すとともに、男女が共に働きやすい、また働き続けることができるための環境づくりに向けて、保育や介護施策の充実を図ります。

これらの実施にあたっては、新しい「男女共同参画基本計画」に基づいて、総合的かつ計画的に推進するとともに、男女共同参画社会づくりの拠点施設である男女共同参画センターステップならしの更なる充実を図ります。

平和事業の推進

広島・長崎の原爆の惨事を次代に伝え、世界の恒久平和を願う平和事業は、継続した取組みにより

市民への浸透を図ることが重要です。今後も原爆死没者慰霊及び平和祈念式典を開催し、併せて、核兵器廃絶平和都市宣言の趣旨を普及するため、原爆資料（写真・絵）の展示を行います。

また、市内中・高校生を中心に被爆地「広島」「長崎」へ市民代表団を派遣し、現地の平和式典に参列する他、被爆関連施設の見学や被爆地の人々との交流を通して、核兵器や戦争の恐ろしさ・平和の尊さについての認識を深めていきます。

主な事業	
ボランティア・NPO 活動推進事業【重要】	男女共同参画推進事業
地域集会所施設整備事業	男女共同参画啓発事業
自治振興事業	平和活動推進事業
男女共同参画センター運営事業	

4 節 地方分権時代を踏まえたまちづくりの推進

1 項 地方分権時代を踏まえたまちづくりの推進

【現状と課題】

市民に身近な存在である基礎自治体は、これまでも多種多様な市民サービスを提供してきましたが、地方分権の進展に伴い、より地域の特色を発揮した自治体運営が求められています。また、限られた財源の中で、多様化する市民ニーズに応えうるサービス水準を維持・向上しながら自主自立のまちづくりを展開するためには、新たな財源確保や行財政の効率化、市民との協働体制の構築が大きな課題となっています。

このような中、国の「三位一体の改革」で実施された「税源移譲」により、本市においては、歳入の一般財源枠は増大しましたが、「国庫補助金の縮減」、「地方交付税の見直し」の影響により、全体としては本市の財政運営にとって厳しい結果となりました。したがって、事業の優先化、事業の見直し・廃止等の行財政改革を更に推進し、地方分権時代にふさわしい自主自立のまちづくりのための財政健全化に引き続き取り組む必要があります。

また、交通網の発達、情報化社会の進行及び市民生活の多様化により、市民の生活圏が市域を越えて広域化しています。更に、地方を取り巻く厳しい行財政状況を踏まえ、市民サービスの水準を継続的に維持・向上させていくためには、広域的な視点から近隣各市が相互に連携・協力して効率的な行政を進める必要があります。本市では、北千葉広域水道企業団、四市複合事務組合、五市共同知的障害者更生施設や、都市間及び民間との防災協定等の広域的な連携に取り組んでいます。このほか、京葉・東葛地域7市により構成されている「広域行政に関する調査・研究会」において、様々な広域的な課題に関して研究をしています。

一方県では、平成18年(2006年)12月に千葉県市町村合併推進構想を発表し、県内の市町村の再編に向けた動きを加速させようとしています。本市は「自主自立のまちづくり」を推進するとの基本的姿勢を堅持していますが、市町村合併については今後も必要な情報収集に努めていく必要があります。

【施策の基本方向】

効率的、効果的な組織の構築や、職員の資質向上、人事管理の適正化、行政情報の的確な開示等により、独自性が確立されたまちを市民と共につくり上げていく体制を整えます。また、市民サービスの中枢であり、災害時の対策本部として機能すべき庁舎の建替えについて具現化を図ります。

財政の健全化を図るため、適正な定員管理、債務残高の削減、将来債務比率の改善、経常収支比率の改善に努めるとともに、新たな財源（補助金・交付金等）の確保や地方債の有効活用を図ります。

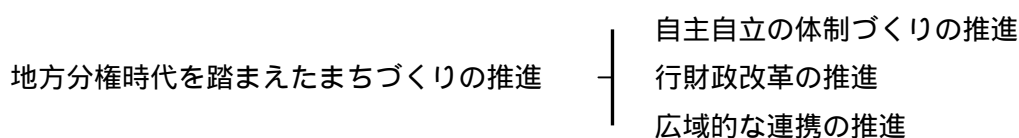
近隣各市が抱える共通の問題や広域的な課題に連携して取り組むことで、行政コストの縮減や効率化と市民生活圏の広域化への対応を図ります。

重点指標	単位	現状値	目標値
経常収支比率	%	89.9	85.0

* 財政構造の弾力性（柔軟性）を示す比率。

経常収支比率 = 経常経費充当一般財源（歳出）÷ 経常一般財源（歳入）

【施策の体系】



【施策の内容】

自主自立の体制づくりの推進

地方分権に伴う様々な行政需要（ニーズ）に的確に対応するため、本基本計画に掲げる施策を、経営的視点を踏まえて推進するとともに、市民に分かりやすく即応性に優れた組織・機構の構築に努めます。また、地域の特性を活かした創造的な政策を効果的・効率的に実行するため、より幅広い人材の確保に努めるとともに、これまで以上に人材育成を推進し、職員の意識改革と能力開発に積極的に取り組みます。また、老朽化・狭隘化・分散化した庁舎については、更なる窓口サービスの向上、効率的な業務の遂行等のため、新庁舎の建設に向けた取り組みを進めます。このうち、窓口サービスの向上については、連絡所の機能強化を図ります。

行財政改革の推進

自主・自立した行財政運営推進していくため、トップマネジメント機能を最大限に活用し、行財政改革を着実に実施してまいります。

集中改革プランの4つの数値目標のうち、「職員数の削減」、「経常収支比率の改善」については、行政評価や事務事業の総点検を通して行政運営体制の見直しを行い、民間活力の導入を積極的に推進し

ます。特に既存の市立幼稚園及び市立保育所の再編については、民間活力の導入を図ります。また、正規職員の適正配置と臨時的任用職員等の活用により、人件費の削減に努めます。さらに使用料・手数料等の適切な受益者負担のあり方について見直しを進めるとともに、「入札・契約事務の透明性の確保」、「事業者間の公正な競争の促進」、「契約業務の効率化」の観点から、電子入札制度の一層の推進に取り組みます。

「債務残高の削減」、「将来債務比率の改善」については、新たな財源となる国庫補助金・交付金等の特定財源を積極的に確保するとともに、債務負担行為の計画的な償還に努めます。

そのほか、行政では補いきれない多様な市民サービスに対応するため、市民の視点からの自由な発想を活かした「市民参加型の補助金制度」を実施し、補助金の有効性を向上させます。さらに、市の財産である施設（庁舎・公民館・清掃工場等）の診断書と言える「施設白書」を作成し、管理運営状況および将来における施設の更新・施設コスト状況を把握することで、市有財産の有効利用と将来に負担すべきコスト計画を作成します。

なお、これらの行財政改革の推進のなかで、都市経営という観点から、再度、市の運営について、現状認識をし、習志野市が目指すべき姿を想定した上で、どう改革に繋げるかを検討し、実施してまいります。

広域的な連携の推進

本市と船橋市、八千代市、鎌ヶ谷市、の4市で構成する複合事務組合による斎場と特別養護老人ホーム三山園の運営については、市民ニーズに対応したサービスの提供と構成市の負担軽減に努めるとともに、効率的な共同処理体制の充実に努めます。

このほか、災害時における都市間相互応援や民間との物資等の供給に関する協定など、広域的な防災体制の拡充及び強化に努めます。

また、各市が抱える共通の問題や広域的な課題に連携して取り組むことで、行政コストの縮減や効率化を図るとともに、市民の生活圏の広域化に対応した広域連携の様々な可能性を近隣市と共に調査・研究します。

更に、市町村合併については、今後とも国・県内の動向等の情報収集に努め、庁内の研究を継続して実施します。

主な事業	
職員研修事業 行政改革推進事業【重要】 基本計画の進行管理	新庁舎建設事業 広域行政に関する調査・研究会

2章 都市と自然が共生したまち

1節 環境政策の充実

1項 環境政策の充実

【現状と課題】

本市は、文教住宅都市憲章に「次の世代をになうこどもたちのために、静かな自然をまもり育てなければなりません。」と謳い込み、昭和45年(1970年)に全国に先駆けて「習志野市公害防止条例」を制定して以来、公害の発生を未然に防止し、市民の健康と安全を守る独自の取組みを積極的に推進してきました。都市基盤を整備する中でも、工場と住宅の分離、自動車道の環境対策、産業地区での公害防止等を図ってきました。しかし、近年になって、温室効果ガスの増加による地球温暖化等、様々な環境問題が一地域的な課題にとどまらないものとなってきており、国全体、ひいては地球全体規模の問題として捉える必要が出てきています。

産業社会の進展に伴い、大量生産、大量消費、大量廃棄型のライフスタイルが定着するようになり、天然資源の枯渇や大量の廃棄物が排出され続けることによる最終処分場の残余容量の逼迫、その処理に伴う様々な環境汚染等の問題を招いています。本市では平成14年(2002年)の新清掃工場稼働や国による廃棄物処理法・各種リサイクル法の整備を踏まえ、平成18年度(2006年度)に「習志野市一般廃棄物処理基本計画」を見直し、循環型社会の構築に向けた取組みの方向性を示しました。今後この基本計画に盛り込まれたごみ処理・処分の4原則(ごみ処理・処分の減量化、安定化、安全化、資源化)と、3R〔リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)]の推進を図っていくことが大きな課題です。

生活様式や社会活動の変化に伴って公害の内容が産業型から生活・都市型へと変化してきており、人の健康や生態系に被害をもたらす環境汚染、生活に悪影響を及ぼす騒音、振動、悪臭や地下水汚染、身近に潜む健康被害のリスクといった問題と、市民とが常に隣り合わせようになっています。このような環境問題の質的・量的な変化を踏まえて平成16年(2004年)には「習志野市公害防止条例」を「習志野市環境保全条例」に改め、地下水の揚水量の規制を新たに設けるなどの取組みを行ってきました。今後「(仮)習志野市公害防止計画」を早期に策定して、良好な大気、水質、土壌・地下水・地盤の保全、不快な騒音・振動・悪臭の防止、有害化学物質等のリスクの回避に計画的に取り組む

ことが必要です。

地球温暖化や廃棄物をめぐる問題、自然破壊などの様々な環境問題を解決していくためには、環境学習を通して、身近な環境問題から地球環境レベルの問題までその根本が一人ひとりの日常生活や社会経済活動に起因していることを理解し、人と環境のかかわりについて関心を持つことが大切です。本市には環境学習の拠点として谷津干潟自然観察センターとリサイクルプラザがあり、谷津干潟自然観察センターでは、谷津干潟とそこに飛来する鳥たちをはじめとした生き物の自然観察、干潟の保全、湿地交流・ネットワーク事業等を展開しています。また、リサイクルプラザでは、粗大ごみの再生・再利用と、ビン・カン、ペットボトルの選別など資源化施設の見学やリサイクル体験、再生品の展示販売を行っています。環境の課題解決に向けては、行政だけでなく市民や事業者等がそれぞれ当事者であり、地域・NPO・事業者・学校・行政といった主体が連携しながら活動に取り組んでいくことが不可欠です。そこで、環境学習を総合的に推進する「(仮)環境学習推進計画」の早期策定が必要です。

【施策の基本方向】

温室効果ガスの排出抑制に向けた総合的かつ計画的施策を実施するための全市的な取り組みとして、市民・事業者との協働体制のもとに「(仮)地球温暖化対策地域推進計画」の策定を進めます。

3R〔リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)]を推進し、ごみを減らし、資源を繰り返し利用する循環型社会の形成を図ります。

市民が健康で安心して暮らせる社会を目指し、大気汚染、水質汚濁、騒音などの環境負荷の軽減を図ります。

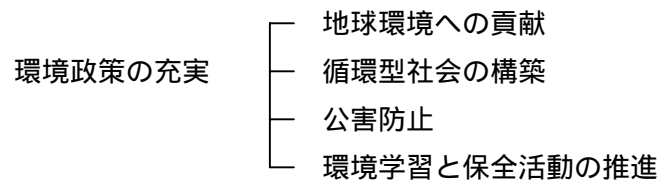
将来を担う子どもたちはもとより、社会に責任を負っている大人についても、市民が学習自体の主体となりながら環境を学び、行動していく取り組みを進めます。

重点指標	単位	現状値	目標値
一人一日あたりごみ排出量	g	1,069	1,008
リサイクル率	%	30.9	34.6

*一人一日あたり排出量 = 年間排出量(家庭系ごみ + 事業系ごみ) / 人口 ÷ 365日

*リサイクル率 = 資源化量 / 総排出量

【施策の体系】



【施策の内容】

地球環境への貢献

庁内等における行動取り組みを実施するための「地球温暖化防止率先行動計画」を推進するとともに、家庭や事業所におけるエネルギー使用量や廃棄物の削減など、全市的な削減目標の設定や活動取組みを定める「(仮)地球温暖化対策地域推進計画」の策定により、地球温暖化への計画的な対応を図ります。さらに、情報収集や取組み可能な方策の研究に努め、省エネルギー、新エネルギー等に関する情報提供、地球温暖化防止に向けた啓発事業の推進を図っていきます。

また、クリーンな代替エネルギーの導入を広げ、「新エネルギービジョン」による新エネルギーの導入・普及啓発を推進するため、新たにつくられるこども園や公園など公共施設での省エネ設備や太陽光・風力などの自然エネルギーの導入、清掃工場等の余熱・廃熱利用等を図っていきます。その具体的なプロジェクトとの一つとして、土地区画整理事業により大規模な土地利用転換が図られるJR津田沼駅南口周辺地区を「新(省)エネルギーの導入による環境にやさしいまちづくり」を推進する地域と位置付け、太陽光、太陽熱、ヒートポンプ、ガスコージェネレーションなどの新エネルギーを地区内の公共施設に導入するとともに、民間施設に導入協力を要請するなど、行政、市民、企業、関係団体が連携した導入を検討します。

循環型社会の構築

習志野市一般廃棄物処理基本計画に基づき、3R(リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用)を推進し、ごみを減らし、資源を繰り返し利用する循環型社会の形成を図るため、市民とともに分別の啓発や自家処理の支援、受益者負担も含めた様々な角度から、家庭から排出されるごみを減らす有効な施策を検討していきます。また、事業者に対しても、事業系ごみを減らし資源化を促進していくための計画的取組の指導等を行なっていきます。さらに、ごみ処理における資源の回収、剪定枝、スラグ、メタル等の再生資源の活用とともに、リサイクルの啓発拠点でありますリサイクルプラザにおいては各種リサイクル体験教室をはじめ、不用品の再使用を推進するため情報交換の場を

提供するなど、リサイクルと廃棄物再生事業の推進を図ります。市の事業においても、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを購入するグリーン購入等を広げ、技術や制度、市場といった情勢変化に対応するための情報収集と方策の改善に取り組むことで、資源の循環利用を推進します。

廃棄物の適正な排出と処理を図るため、ごみの収集と適正排出の促進、芝園清掃工場の適切な運営とともに資源化における技術開発等中間処理及び最終処分に係るごみ処理の改善、パトロールの実施や責務の啓発による不法投棄への対応、し尿・浄化槽汚泥の効率的な処理を実施していきます。また、災害発生時に備え、迅速かつ効率的なごみ処理体制の確立、地域防災計画及び行動計画に基づいた対応、遠隔地の自治体等との連携等を図っていきます。

また、し尿・浄化槽汚泥の処理については、公共下水道の普及により処理量が減少していることを踏まえ、茜浜衛生処理場施設の規模の見直しを行い、処理の効率化を図るとともに、広域共同処理について検討していきます。

公害防止

大気、水質、騒音等の環境の状況の定期的な調査を継続して行っていくとともに、工場等への監視・指導を継続して実施します。

土壌、地下水、地盤の保全、悪臭等については、工場などへの指導や規制、啓発を実施していきます。

有害化学物質等のリスク回避のため、環境中のダイオキシン類調査（大気、水質及び底質、土壌）や環境ホルモン調査の実施、アスベスト問題の対応として公共施設の対策や民間の解体作業に対する指導等を進めてまいります。また、有害化学物質について、今後新たに生じる様々な問題解決に向けて、体制面の整備を図ってまいります。

これら公害の防止に取り組む柱となる「(仮)習志野市公害防止計画」を策定し、計画的な対応を図っていきます。

環境学習と保全活動の推進

環境学習については、谷津干潟自然観察センターでのボランティア事業の推進や自然案内人入門講座の実施をはじめ、まちづくり出前講座や公民館等での環境講座の実施など地域や環境への意識をもった人材の育成及び活用を図っていきます。大学と連携し、多くの市民の参加による自然環境調査の実施や実叡地区ホタルの生息地づくりワークショップ事業の推進など、学習への参加が保全活動へつながる場を形成し、更に意欲が向上するような流れの定着を図ります。谷津干潟自然観察センターや芝園清掃工場・リサイクルプラザを環境学習の拠点と位置づけ、一層の活用を図っていきます。また、広報紙への環境情報

の連載や環境月間行事の実施など環境への理解を深め、意識や危機感に訴えていく積極的な情報の提供・発信を推進します。

学校等の教育活動の中では、自然体験学習プログラムの作成や谷津干潟等にかかる教員研修会の実施などの人材・プログラムの支援、市内全小学4年生を対象とした谷津干潟自然観察センター・芝園清掃工場・リサイクルプラザでの環境教育の支援や鹿野山少年自然の家・富士吉田青年の家での自然体験学習など教育活動の場の支援を図っていきます。また、教材の整備と情報提供を図ります。

このような環境学習の推進における方向性の提示や効果的な支援について、「(仮)環境学習推進計画」を策定して計画的な対応を図ります。また、学習機会の提供など全国的・国際的な情報発信・交流をめざします。

環境保全活動は、市民、事業者、大学と連携しつつ、地域の中に協働の仕組みをつくっていきます。ごみや生活排水に対する取り組み、まちの美観保全・緑化の取り組み、地球温暖化防止の取り組み、自然環境の保全・活用の取り組み、公園・緑地等の整備・運営・活用の取り組み、農地の保全・活用の取り組みなどを通して、市民との協働の推進を図ります。

事業者との協働については、法令の遵守や協定はもとより、事業活動における地域社会や環境への十分な配慮を求めていくとともに、環境保全活動への参加協力など人材・知識等に関する協力、環境保全活動への資材等の提供など場・資金等に関する協力、地域への積極的な情報発信・交換・交流を求めていきます。

大学に対しては、学外フィールドの提供や環境保全のための研究プログラム事業の推進など地域の様々な課題への取り組みに大学の人材や知識、ノウハウが提供されるよう、協力を求めていきます。併せて、大学の敷地や施設について市民の環境学習、緑化などに向けた協力を求めるとともに、地域への積極的な情報発信など情報交換・交流を図っていきます。

主な事業	
<p>地球温暖化対策地域推進計画策定事業【新規】</p> <p>地球温暖化対策地域協議会の設置【新規】</p> <p>公共施設への太陽光発電導入事業【新規】</p> <p>資源物収集委託事業</p> <p>リサイクルプラザ事務費事業</p> <p>前処理施設及び芝園清掃工場運営事業</p> <p>茜浜衛生処理場運営事業</p> <p>茜浜衛生処理場設備更新及び縮小化整備事業</p> <p style="text-align: right;">【重要】</p> <p>旧清掃工場解体事業（循環型社会形成推進事業）</p> <p style="text-align: right;">【重要】</p>	<p>環境調査事業</p> <p>（</p> <ul style="list-style-type: none"> 大気汚染・酸性雨関係 水質汚濁関係 騒音・振動関係 ダイオキシン類関係 <p>）</p> <p>測定局等保守管理事業</p> <p>地下水汚染対策事業</p> <p>環境学習推進計画策定事業【新規】</p> <p>大学との協働事業【新規】</p> <p>人材育成活用事業（市民環境大学設立事業）【新規】</p> <p>自然環境調査事業（市民・大学との協働）【新規】</p> <p>（仮）習志野市公害防止計画の策定事業</p> <p style="text-align: right;">【新規】【重要】</p>

2 節 自然環境の保全・活用

1 項 自然環境の保全・活用

【現状と課題】

本市臨海部に位置する谷津干潟には、毎年多くの渡り鳥が渡りの途中の休息地として、また冬鳥の越冬地として、飛来してきます。この市街地に残された貴重な自然環境を保全するため、谷津干潟は、昭和 63 年度（1988 年度）に国指定鳥獣保護区及び特別保護地区に指定され、その後平成 5 年（1993 年）には特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地を守るための「ラムサール条約登録湿地」になりました。干潟の自然生態観察の場として整備された谷津干潟公園、谷津干潟自然観察センターは水鳥の観察の場として、また、市民の憩いの場として親しまれています。今後も周辺の公園や緑地と一体化した市民の憩いの場としての保全整備を更に進める必要があります。

谷津干潟は近年、水質の海水化や底質の砂質化といった環境の変遷とともに、アオサの大量発生が見られ、シギやチドリ類の生息環境に影響を及ぼすといった状況が発生しているため、市ではこれまで谷津干潟の保全に向け、市民、保護団体等との連携による市民クリーン作戦等の保全活動を展開してきました。

谷津干潟は環境大臣が指定する鳥獣保護区であり、国が保全事業を行う責務があるため、環境省へ引き続きアオサの除去等を申し入れるなど効果的な対策を講じることが大きな課題となっています。

本市は東京湾奥部に位置し、昔の海岸には広大な浜と干潟が広がっていましたが、埋め立てによりそのほとんどが消失しました。そこで再び市民が海とふれあえる空間を取り戻すため、平成 4 年（1992 年）に習志野海岸整備計画が県の改訂千葉港湾計画に位置付けられたことに基づき、県と千葉港海岸習志野地区海浜整備計画を策定して人工海浜の整備を目指しています。これまでに、県により千葉市境から 400m の区間が都市海岸高度化事業として整備され、親水護岸として平成 16 年（2004 年）から市民に開放されました。残りの区間については、県との間で「習志野海岸連絡会議」を設置して新しい人工なぎさの素案を作成し、国に対して補助採択を求めています。

都市にとって貴重となった里山の環境や樹林地を将来に継承していくため、条例に基づく自然保護地区及び都市環境保全地区の指定を行うとともに、保全における様々な課題への対応や所有者への働きかけを行なっています。また、緑とともに貝塚や古墳が残されてきた環境については、文化財保護の面からも保全を図る必要があります。

国境を越えて移動する水鳥の保護については国際協力が必要です。谷津干潟はラムサール条約登録湿地であるとともに、シギ・チドリ保護のための国際的なネットワークにも参加しています。国際協力の場として、平成10年（1998年）2月にオーストラリアのブリズベン市と「湿地の保全と水鳥の保護に向けた湿地提携」を結んでいます。また、国内のラムサール条約登録湿地を抱える自治体間における情報交換や協力の場として、関係市町村会議にも参加しています。これらのネットワーク参加湿地との交流拡大を図りながら、湿地の保全と水鳥の保護に向け、国内外の自治体や関係機関との連携の強化が求められています。

【施策の基本方向】

谷津干潟の保全については、市民の憩いの場としての保全整備を更に進めるとともに、大きな課題となっているアオサの発生について、環境省など関係行政機関と協議し、市民・保護団体等との連携による対策を図ります。

市民が海とふれあえる空間を取り戻すため、ハミングロード、茜浜緑地、海浜公園、及び隣接する千葉市幕張地区との一体性を考慮しながら、親水性のある水際線の復元や、海浜レクリエーション空間の整備を図ります。

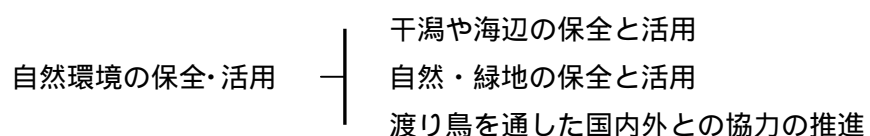
市内に残る里山や樹林地等は地域の歴史の中で育てられてきたかけがえのない市民の共有財産であり、その保護と活用に努めて次世代に継承します。

湿地保全に関する国内外との連携を強化し、地域や国境を越えて谷津干潟に集まる渡り鳥の保護と、その休息地となっている谷津干潟の保全を図ります。

重点指標	単位	現状値	目標値
自然についての満足度	%	64.8	74.0

* 自然についての満足度 = 環境意識調査における自然について、満足、まあまあ満足の割合（平成17年（2005年）7月実施：成人対象）

【施策の体系】



【施策の内容】

干潟や海辺の保全と活用

谷津干潟の保全について、“市民と共に”のもとに、市民クリーン作戦等協働による保全活動の展開を継続しながら、環境省など関係行政機関や市民、保護団体等との連携により、アオサ問題等の保全対策に取り組んでいきます。水鳥の生息地であるだけでなく、底生生物や魚等多くの生物の生息地である谷津干潟においては、水鳥の保護と共に生き物たちの多様性を保ちながら保全を図っていく必要があるため、鳥類調査や指標生物のモニタリングを行なっていきます。

また、干潟や海辺を守るためには、多くの人が親しむことで、その価値を認識し、大切に利用することが必要です。干潟周辺の公園や緑地と一体化した市民の憩いの場である谷津干潟公園や自然生態観察の拠点である谷津干潟自然観察センターにおける観察会等行事の充実や散策ルートの活用、案内看板や利用案内マップ等の充実、海浜部においては、市民が海とふれあえる空間を取り戻すため、親水性のある水際線の復元や海浜レクリエーション空間の整備など、その価値を高める活用を図ります。

自然・緑地の保全と活用

都市にとって貴重となった自然環境を守り、将来に継承していくためには、多くの人が市内に残された里山や樹木にふれあい親しむことで、その価値を認識し、大切に育て、利用することが重要です。大学等と連携した市民参加型の自然環境調査の共同実施に取り組み、自然に対する市民意識の醸成を図ります。

里山やそこに生息する生物の保全のために、条例に基づく自然保護地区及び都市環境保全地区の指定を行なうとともに、保全における様々な課題への対応や所有者への働きかけを図っていきます。中でも実籾自然保護地区、斜面林の実籾都市環境保全地区等の一帯については、市内で最も多くの動植物種が生息し、歴史ある民家が文化財として保存されている実籾本郷公園など、里山の原風景があることから、市民が自然に親しむ緑の拠点として、農家や保護団体との連携により、ホタルの生息地づくりワークショップの実施、自然観察会や夏休みこども自然観察会の開催など里山に親しむ機会の提供を推進し、その価値を高める活用を図っていきます。

そのほかにも市内には、藤崎の谷津田などの貴重な自然と、貝塚・文化財、社寺林等が残されており、貴重な緑の財産として保全と活用を検討していきます。

個々の樹木も貴重な緑であり、また、習志野市の歴史を伝える重要な役割を担っています。保存樹木の指定を行って都市にとって貴重となった樹木を将来に継承していくとともに、市民の手で樹木を守り育てていくことをめざして、名木百選事業の推進や自然観察会の開催など樹木に親しむ機会の提供を行っていきます。

渡り鳥を通した国内外との協力の推進

渡り鳥の重要な生息地としてラムサール条約登録湿地となっている谷津干潟の保全は、世界の湿地が危機的状況におかれている中で、地球規模の生態系保全につながっているため、国内外との協力を推進していく必要があります。そのため、国際協力の場として、本市と同様に東アジアからオーストラリア地域・シギ・チドリ類重要生息地ネットワーク参加湿地を持ち、習志野市と湿地の保全と水鳥の保護に向けた湿地提携を結んでいるオーストラリア・ブリズベン市との湿地交流をさらに推進し、国境を越えて谷津干潟に集まる渡り鳥を通した国際協力を図るとともに、ネットワーク参加湿地との交流拡大を視野に入れながら、湿地の保全と水鳥の保護にむけ、国内外の自治体や関係機関との連携の強化を図っていきます。

主な事業	
谷津干潟アオサ対策事業【重要】	実効自然保護地区ビオトープ構築事業
谷津干潟の日事業	自然観察会実施事業
谷津干潟市民クリーン作戦事業	自然環境調査事業
谷津干潟市民環境調査事業【新規】	湿地交流事業【重要】

3 節 美しい都市環境の創造

1 項 美しい都市環境の創造

【現状と課題】

都市公園や緑地は、様々なレクリエーションや日常的な憩いの場所として利用されています。また自然環境や景観の向上、公害の防止や緩和、災害時における防災拠点として重要な施設です。市では、これまで都市公園・緑地の整備を進めており、最近では平成15年度(2003年度)に袖ヶ浦西近隣公園、平成16年度(2004年度)に屋敷ふれあい公園の整備を実施しました。今後さらに平成18年度(2006年度)に策定した「習志野市緑の基本計画」に基づく公園・緑地の整備を進めるとともに、公園設備の使いやすさの向上、バリアフリー化、施設周辺を含めた防犯対策、施設管理への市民参加等が課題となっています。

ハミングロードは、本市の最北東部から市のほぼ中央部を縦貫し、海浜部まで続く延べ11.67kmに及ぶ幹線緑道で、自然環境の活用、景観形成、あるいは市民の交流の場として、貴重な市民共有の財産となっています。この「市民交流軸」の緑道としての連続性の確保や地域性のある並木の形成、歩きやすい路面の整備等を図るため、平成15年度(2003年度)に「ハミングロード再生基本計画」を策定し、さらに平成16、17年度(2004,2005年度)には市民とのワークショップによる「ハミングロード再生実施プラン」の策定を行いました。この実施プランに基づくハミングロードの再整備を順次計画的に進めていくことが必要です。

公共施設や事業所、居住地等の緑化の推進は、公害や災害の防止だけでなく、市民の良好な生活環境を形成する役割を担い、市民の安心感や安らぎを醸成します。事業者や市民に敷地内緑化、屋上緑化、壁面緑化を働きかけながら協力を求めていくことが必要です。

都市景観については、平成16年(2004年)に都市等における良好な景観の形成を促進するため、「景観法」が制定されました。この法の主旨に基づいて、市民、事業者、行政が協働のもと、自然的・歴史的景観資源を活かしながら、人工景観と調和したまちづくりを進めていく必要があります。

【施策の基本方向】

「習志野市緑の基本計画」に基づく公園・緑地の適正な配置や整備、公共施設や民有地の緑化等、緑豊かなまちづくりを推進します。

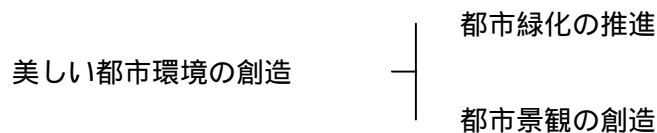
「ハミングロード再生基本計画」と「ハミングロード再生実施プラン」に基づくハミングロードの再整備を順次計画的に進め、みどりの市民交流軸を創出します。

調和のとれた街並みや快適な空間の創造に努め、市民がやすらぎ、美しさを誇れるまちづくりを推進します。文教住宅都市としての個性が感じられるような都市景観の形成に向けて、市民、事業者、行政が協働して取り組みます。

重点指標	単位	現状値	目標値
		(平成 16 年度)	(平成 27 年度)
緑地の割合	% (h a)	14.6 (306.7)	15.1 (317.1)

* 緑地の都市計画区域面積に対する割合(緑の基本計画)

【施策の体系】



【施策の内容】

都市緑化の推進

J R 津田沼駅南口特定土地区画整理事業区域内は、「習志野市緑の基本計画」の中で緑化重点地区として位置付けられていることから、都市公園の整備や住宅地等の緑化により緑豊かな街並みを形成します。

また、快適な都市環境を創出し、市民の憩いや活動の場となる住区基幹公園の整備や市民の様々な利用に向けた公園の整備の他、高齢者や障害者等を含む全ての人々が安全で安心して利用できる公園づくりを推進します。

ハミングロードの再整備や香りの道づくりによる市のシンボルとなる花と緑の道づくりを進めます。

千葉県企業庁が進めている幕張新都心拡大地区の都市公園や緑地の整備に協力し、調和のとれた快適なまちなみを形成します。

「(仮)泉町近隣公園予定地」は通称「習志野の森」と呼ばれている国有地で、様々な草木が自生し多くの昆虫類が生息する貴重な自然が残された場所です。この地を管理する国との協議を進めながら、自然環境をいかした市民公園としての整備を図ります。

公共公益施設は地域における緑化の手本となるよう屋上や壁面緑化等を進めます。また住宅地は接道部の緑化や生垣化への助成制度等の検討により推進を図り、工場・事業所等は緑化協定の締結推進と緑地の保全を図ります。

市民との協働による緑のまちづくりを目指し、市民が主体となる公園の維持管理や花壇づくり等、緑を支える市民活動の推進や緑に関する仕組みづくりに努めます。

都市景観の創造

本市の景観特性を把握し、景観形成の基本的な方針を示す基本構想を策定するなど、美しい都市環境の保全、創造を目的とした景観行政の推進を図ります。

自然的・歴史的景観は、文教住宅都市を象徴する景観資源と位置付け、その賢明な利用に努め、里山や谷津田等の自然景観や、緑とともに貝塚や古墳が残されてきた地域については、本市の原風景としての継承価値や文化財保護の面からも保全を図っていきます。

公園緑地、街路を整備して良好な景観を創出するほか、公共施設の整備にあたっては、周辺環境との調和を考慮したデザインを取り入れ、魅力ある街並みづくりを推進します。また、地域や施設の状況、利用者や周辺住民等を考慮しながら、公共の建物や用地の緑、街路樹等を整備していくことにより、木かげや緑の景観、ゆとりの確保を図っていきます。施設の案内表示板等についても、デザインの統一化を図ります。

それぞれの地域特性に応じた景観形成のため、市民、事業者、行政の協働体制の構築を図るとともに、地区計画制度や建築協定、緑地協定等の活用を図ります。また、啓発活動として、表彰制度等、様々な事業計画を検討し、市民、事業者が積極的に参加できる制度の創出を図ります。

また、看板等屋外広告物については、法律や条例に基づき必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、及び風致を維持し並びに公衆に対する危害を防止してまいります。

タバコやごみのポイ捨て対策については、「歩行喫煙等対策」を講じ、きれいなまちづくりを推進します。

JR 津田沼駅南口特定土地区画整理事業区域内においては、都市景観に配慮したまちづくりを推進するとともに、地区計画制度の活用を図ります。

ウォーターフロント地区では東京湾を一望することができ、中でも茜浜緑地は国土交通省の「関東の富士見百景」に選定されていることから、この地区の景観をいかした整備を検討します。

主な事業	
<p>ハミングロード再整備事業 きれいなまちづくり推進事業(歩行喫煙等対策)【新規】</p>	<p>公園整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芝園公園 ・谷津近隣公園 ・(仮)泉町近隣公園 <p>JR 津田沼駅南口特定土地区画整理事業【重要】</p>

3章 安全で安心な暮らしができるまち

1節 安全で安心なまちづくりの推進

1項 防災対策の充実

【現状と課題】

阪神淡路大震災の教訓を基本とし、新潟県中越地震など近年に発生した災害による新たな課題に対応するため、平成18年度（2006年度）に「習志野市地域防災計画」の見直しを行いました。また、テロなどの非常事態に備えるため、「習志野市国民保護計画」を策定しました。今後も都市環境や社会環境の変化に伴い、防災体制の強化や危機管理体制の構築の重要性は、ますます大きくなると考えられます。

本市では、「市民自らが自らの身の安全とまちを守る」という考え方を基本とした「地域防災計画」に基づき、総合防災訓練の実施、市民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成強化、災害時要援護者対策の充実、避難施設や設備・備品の整備、災害時における情報伝達手段となる防災行政用無線整備等を実施しています。

今後も、より災害に強い安全で安心なまちづくりを進めるため、継続的に防災対策や危機管理体制を充実強化していく必要があります。

世界レベル・全国レベルで対応が必要な感染症や大災害により、市民の生命・健康が脅かされる事態が発生することに備え、関係機関との連携の下に、正確な情報を迅速に市民に伝え、適切な行動ができるよう、全市を上げた健康危機管理体制を整えることが課題となっています。

救急活動については、高齢化社会の進展や救急に対する市民意識の変化により出場件数が年々増加しています。適正な救急車の利用を啓発し、緊急性の高い救急活動を確実に行うことができる体制を確保することが必要となっております。

また、ますます高齢化が進んできている中で、人命に直接関わりのある心肺停止患者も多くなってきています。本市では、平成16年（2004年）7月から一般の方々もAED（自動体外式除細動器）の使用ができるようになったことを受け、他市に先駆けて平成18年度（2006年度）当初に市内47の公の施設へAEDを配置するとともに、多くの市民が集う各種イベント等の開催時に貸し出しができるよう、各消防署・分遣所にAEDを配置し、心肺停止状態の傷病者を救う救命処置体制を整えました。

今後多くの市民が AED の使用方法を習得し、いざというときにいつでも AED を活用できる環境づくりが必要です。

消防団は火災予防や消火活動はもとより、発生が予想される大規模地震においても、地域への密着性や大きな要員動員力等を有する組織であることから、その重要性がますます高まっています。また最近では、児童や高齢者が行方不明となった場合の特に緊急を要する捜索活動にも警察や地域と協力し実施しており、市民のニーズや活動範囲は地域とのかかわりの中でさらに拡大しています。そこで、消防団員の確保及び消防団の活性化策の一つとして、平成 15 年度（2003 年度）に本市として初めての女性消防団員を採用しました。今後も広く消防団員を募って定数の確保に努める必要があります。

国・県では、多様化・大規模化する災害・事故、建築物の高層化・複雑化、防災・危機管理事象に関する住民ニーズの多様化等消防を取り巻く環境が変化していることを踏まえ、消防の広域化、消防救急無線のデジタル化及び指令センターの共同化の計画が進められています。このような消防・救急行政を取り巻く情勢の変化に対応するために、本市としては消防職員や消防施設整備等の一層の充実を図って、消防力を強化させることに加え、市民の視点からの調査研究を行って、市民の安全と安心を守る体制づくりを進めていくことが課題です。

巨大な災害時に減災を効果的に速やかに実施するためには、住民による初期消火、被災者の救出・救護、避難等の防災活動が不可欠です。このような活動の中心となる自主防災組織結成の促進や、既存自主防災組織の育成強化のため、市では新規設立組織に対する防災資機材の贈与や活動助成金制度を設けています。また、自主防災訓練の支援や防災講座、自主防災組織リーダー研修会などを実施し、自主防災組織の意識の高揚と知識や技術の向上を図っています。今後も自主防災組織の組織率向上を図ることが必要です。

【施策の基本方向】

市民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに被害を最小限に食い止めるため、公共機関による救助・支援などの「公助」、地域住民相互による援助などの「共助」、自らが自らの身の安全を守る「自助」の連携強化を進め、震災・風水害・大規模事故等に対する予防・応急対策・復旧に係る総合的な防災対策の充実強化を図り、災害に強い安全で安心なまちづくりを目指します。

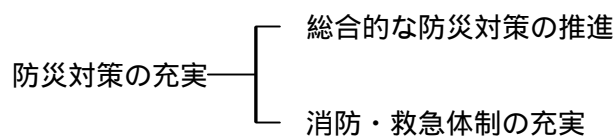
国民保護計画に基づき、非常事態における危機管理体制を整備、強化し、安全で安心なまちづくりを推進します。

消防施設・装備及び人員の最大限の活用と体制強化により、複雑多様化する火災や災害、事故等に対応します。

救急隊員の資質・技術の向上、応急手当ができる住民の養成を図るとともに、医療機関との連携を強化し、救命効果が上がる体制を構築します。

重点指標	単位	現状値	目標値
自主防災組織の組織率 全世帯に対する構成率 (組織数)	%	62.7% (170 組織)	70% (190 組織)

【施策の体系】



【施策の内容】

総合的な防災対策の推進

新たな地域防災計画に基づき、災害時要援護者対策、公共施設や一般住宅の耐震化、災害時の医療体制、ライフラインの確保などについて、ソフトとハードの両面から防災対策を推進するとともに、総合的な防災対策の推進強化に努めます。

ソフト対策として、防災訓練や防災講座などを実施し、市民の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図ります。また、地域による初期消火や救出救護などの初期応急活動の中心となる自主防災組織の拡充及び強化を図ります。更に、災害時における救助・復旧に係る都市間相互応援や民間との物資等の供給に関する協定など、広域的な防災体制の拡充及び強化に努めます。

本市に大きな被害を及ぼす可能性があると言われる東京湾北部地震に関する地盤種別、震度、建物倒壊や人的被害等のハザードマップを、習志野市地震被害想定調査報告書として市のホームページや図書館、公民館等で公開しています。

また、住宅倒壊などによる被害の軽減を図るため、耐震診断や耐震改修に関する啓発を進めるとともに、古い木造住宅を対象に平成18年度(2006年度)から開始した「木造住

宅耐震診断会」を引き続き実施します。

ハード対策として、防災倉庫や防災行政用無線などの防災施設・資機材の整備に努めます。また、避難路、延焼を防止するオープンスペースとしての役割の他、避難場所や避難所として重要な防災拠点となる公園・道路・緑地の整備を進めるとともに、公園等へ飲料水の供給が可能な耐震性井戸付貯水槽などの整備を行い、防災拠点としての活用・充実を図ります。

学校施設対策として、「学校施設整備計画」(津田沼小学校全面改築事業を含む)等に基づき、学校校舎、体育館等の耐震補強工事及び老朽化対策としての大規模改造工事を実施します。

ガス・水道の安全対策としては、地震対策として、老朽化や耐震性を考慮し、諸設備の整備を進めていきます。

このほか、崩壊危険度の高い急傾斜地について、危険度評価や点検、警戒パトロール等を引き続き行うとともに、崩壊防止対策の推進に努めます。

治水対策としては、既存の防潮堤の点検・改修を強化するほか、河川のポンプ場や水門の整備について、引き続き県に対し要望します。

危機管理体制の強化を図るとともに、市民の危機管理に対する意識の啓発に努め、安全で安心なまちづくりを推進します。

消防・救急体制の充実

消防職員及び団員の確保と、実効分遣所、谷津分遣所、第2分団詰所(津田沼)、第5分団詰所(大久保)の建替えを実施するとともに、災害拠点となる中央消防署、南消防署の耐震診断とその結果における対応について速やかに対処します。

老朽化した消防車両の更新について、「消防車両整備計画」により逐次更新を行うとともに、市内の消防水利の整備・維持について計画的に推進します。

高度化する救急活動に対応するため、救急自動車の高規格化を始め、救急救命士の養成や救急隊員の資質・技術の向上及び市内各種事業所等の職員を対象とした応急手当普及員の養成を図り、この応急手当普及員による普通救命講習の実施を推進するとともに、AEDの設置が好ましい事業所への普及に努めます。また、救急車の適正利用の啓発等を行い緊急性の高い患者の搬送体制を確保します。

消防の広域化については、県において作成される推進計画の内容を市民の視点から検討します。また、指令業務の共同化については、国及び県において計画が推進されていますが、共同化実現に向けての課題の解決には県を含めた関係市町村との十分な協議が必要です。無線のデジタル化・共同化については、県をはじめ県下消防本部と共同して整備できるよう協議し、費用の軽減を図ります。

火災予防の推進については、スーパー、病院、福祉施設等の防火対象物及びガソリンスタンド、工場等の危険物施設の立入検査を強化し、防火管理体制や消防用設備等の維持管

理の徹底を図るとともに、実効ある消火・避難訓練等を指導することにより、出火の防止と火災による被害の軽減を図ります。

また、住宅用火災警報器の設置の義務化に伴い、既存住宅への普及促進について、市広報及び新聞等の情報媒体で広く広報する他、事業所、町会等における避難訓練の際、設置について啓発し推進します。

主な事業	
国民保護計画推進事業	消防庁舎耐震診断及び耐震工事事業
防災会議費	実叡分遣所建替え事業
自主防災組織事業	谷津分遣所建替え事業
防災行政用無線事業	第2分団詰所建替え事業
気象情報提供事業	第5分団詰所建替え事業
総合防災訓練事業	消防水利整備事業
飲料水供給対策事業	救急隊員研修事業
災害対策事業費	応急手当普及啓発活動推進事業
急傾斜地崩壊対策事業	消防車両等整備事業
防災資機材等整備事業	火災予防推進事業
	消防救急無線デジタル化・共同化事業

2項 防犯・交通安全対策の充実

【現状と課題】

本市は平成16年(2004年)に「習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」を定めて、市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会の実現に向けた取組みを進めています。この条例に基づいて、平成16年度(2004年度)から26年度(2014年度)までを計画期間とする「習志野市安全で安心なまちづくり基本計画」を策定し、市、市民及び事業者それぞれが果たす責務について明記しました。また、子どもたちが被害に遭う犯罪も依然後を絶たないことから、危険回避能力を向上させ犯罪から自分自身を守ることを目的に、平成17年(2005年)には、小中学生のボランティアによる「キラット・ジュニア防犯隊」が組織され、青少年防犯アンケートの実施や防犯マップの作製、防犯啓発キャンペーンへの参加など、様々な防犯活動を行っています。さらに市では、平成19年(2007年)7月までに青色回転灯付きの防犯パトロール車両を5台取得し、市職員の防犯パトロールや自主防犯団体への貸出しを行っています。そして、市民との協働による防犯活動の効果もあり、市内の犯罪発生総件数は、平成12年(2000年)5,385件をピークに、平成18年(2006年)は3,588件と減少傾向にあります。

しかし、国際化・高度情報化により、外国人による犯罪、インターネット等を使用した犯罪など、新たな犯罪が増加しています。

これらの犯罪を未然に防ぎ、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進していくためには、市民一人ひとりの防犯意識の更なる向上が求められるとともに、各地域において市・市民・事業者・警察等が一体となった地域防犯活動に取り組むことが重要です。

交通安全対策については、警察及び交通安全協会等の関係機関と連携した安全啓発活動や、注意標識、照明灯、ガードレール等の交通安全施設の整備を進めるとともに、交通支障となっている放置自転車等の移送や放置防止の啓発活動を行っています。

今後も、交通事故のないまちづくりを目指して、交通安全施設の整備や交通規制の強化、交通安全の啓発活動等の更なる充実強化が求められています。

【施策の基本方向】

市・市民・事業者・警察等が連携を取って情報の共有化が図れるような体制づくりを進め、各地域において、市・市民・事業者・警察等が一体となった地域防犯活動を推進します。

町会・自治会・関係機関・団体等との連携を強化し、地域ぐるみの防犯体制の充実を

図るとともに、市民一人ひとりの防犯意識の高揚等に努め、犯罪のないまちを目指します。また、犯罪防止に重点を置いた都市環境整備を推進します。

交通事故から市民を守るため、関係機関と連携して、交通安全施設の整備、道路交通実態に即した交通規制や指導、交通安全の啓発活動、放置自転車等の対策強化を図ります。

重点指標	単位	現状値	目標値
犯罪発生総件数	件	3,588	2,997

【施策の体系】



【施策の内容】

防犯対策の推進

市・市民・事業者・警察等が連携を取って情報の共有化を図るとともに、自主的な防犯活動を行う団体の組織化及び既存団体の活動の更なる活性化を図る等、協働による地域防犯活動を推進します。

キラット・ジュニア防犯隊の活動を更に活性化して子どもたちの目線から見た施策を防犯対策に反映させていきます。

また、町会・自治会・関係機関・団体等との連携を強化し、地域ぐるみの防犯体制の充実を図り、市民一人ひとりの防犯意識の向上に努めます。

さらに、青色回転灯付き防犯パトロール車の充実を図り、保・幼・小・中学校の通学・通園時の防犯パトロールを強化するなどして子どもたちの安全確保に努めるとともに、防犯灯の設置等犯罪防止に重点を置いた都市環境整備を行います。

交通安全対策の充実

交通安全対策として、主要道路、交通事故多発地点、通勤・通学路および危険な交差点等については、警察や教育委員会などと協働で適時安全点検を行い、注意標識、照明灯、ガードレール等の交通安全施設を整備します。併せて、警察、公安委員会と協議して、交通渋滞対策や交通事故の防止策および安全性を重視した交通規制の実施を図ります。

また、国道 357 号の香澄交差点は交通事故多発地点であることから、歩行者等の安全確保としてのエレベーターの整備に努めます。

鉄道駅周辺などにおいて交通支障となっている放置自転車等の対策については、放置自転車等クリーンキャンペーンなどを通じて防止啓発を図るとともに、歩行者等の安全確保を目的とした移送を強化していきます。また、警察や交通安全協会等の関連機関と連携して、交通安全運動期間や交通安全の日（アクション 10）を中心に主要交差点での街頭指導や公共施設でのチラシの配布などを通じて交通安全の啓発を引き続き推進していきます。特に、歩行や自転車運転など、交通マナーの向上については、交通安全教育の計画的な実施を支援していきます。

主な事業	
犯罪のない安全で安心なまちづくり事業	交通安全施設維持管理事業
地域防犯活動支援事業	交通安全施設整備事業
安全で安心なまちづくり協議会	習志野市交通安全協会補助事業
習志野市防犯協会補助事業	放置自転車等対策事業

3項 消費者保護対策の充実

【現状と課題】

昭和43年(1968年)5月に制定された消費者保護基本法が平成16年(2004年)6月に改正され、消費者基本法が制定されました。この消費者基本法では「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立支援」の推進を図ることを基本理念としています。

これまでは、消費者が行政に「保護される者」として受動的に捉えられてきましたが、社会情勢の大きな変化により、消費者からの相談内容も様変わりし、パソコンや携帯電話等における不当請求や架空請求に関する相談、住宅リフォームに関するトラブルの相談や、近年社会問題となっている多重債務状態に陥っている消費者からの相談が年々増えています。

このように多様化、複雑化してきている消費者トラブルに対して、法の改正により消費者が自らの利益を確保できるような自立支援が必要とされるとともに、多重債務問題に関しては、根本的な課題を解決するための専門的知識が要求されるため、弁護士等と連携を図り専門窓口を整備することも必要です。

【施策の基本方向】

消費者が安全で安心した消費生活を送ることができるよう、消費者の権利の尊重と自立の支援の充実を図ります。

かしこい消費者を育てるための啓発活動に、積極的に取り組むとともに、実際に消費者トラブルに困窮する市民を支援するために、情報の収集や共有化に努め、庁内の連携をとりながら問題の解決に向けた包括的な支援体制の整備を図ります。

重点指標	単位	現状値	目標値
消費生活相談受付件数	件	1,284	1,284

【施策の体系】

消費者保護対策の充実

消費者の権利の尊重と自立支援

【施策の内容】**消費者の権利の尊重と自立支援**

消費者が安全で安心した消費生活を送ることができるよう、生活に関する電話相談、来所相談を実施して、消費者の権利の尊重と自立の支援を図ります。

また、様々な機会を捉え市民や消費生活関係団体と連携して啓発活動を進めるとともに、広報紙による相談事例のPRを進め、市民一人ひとりが消費生活の知識と意識を自ら向上させて悪質商法等による被害を防止することができるよう支援していきます。

主な事業	
消費生活相談事業	

2 節 効果的な土地利用の推進

1 項 効果的な土地利用の推進

【現状と課題】

本市の土地利用の形態は、自然的土地利用と都市的土地利用の2種類に大別されます。自然的土地利用は、市街化調整区域と市街化区域の一部に残る農地が主なもので、ほかにラムサール条約に登録された谷津干潟があります。都市的土地利用は、住宅地、工業地、商業・業務地が主なものです。

内陸部においては、東習志野・実籾・屋敷地区の一部が工業地、各駅周辺では商業・業務地、その他の地区は住宅地となっています。また、市の東部地区を中心として、工業地の一部については商業地あるいは住宅地への転換が見られ、既存工場等の操業環境が変化する他、工業系用途地域のためにマンション建設においては良好な居住環境の確保が困難であるなど、本来の土地利用方針と異なることから課題となっています。袖ヶ浦地区以南の東京湾埋立部においては、東関東自動車道路の北側が住宅地、南側は工業地としての土地利用が図られています。

今後は、より豊かな都市生活の実現に向け、時代変化に適切に対応しながら、地域の特性を活かした総合的、かつ、計画的な土地利用を図ることが課題です。

本市には、市街化調整区域が8地区ありますが、そのうち、谷津干潟地区、河川地区を除いた6地区は農業振興地域に指定され、多くは農地としての土地利用が図られています。しかし、農業従事者の高齢化や後継者不足等の問題、さらには平成13年(2001年)の都市計画法改正に伴う条例制定により、一定の条件の下で市街化調整区域の開発が可能となったことなどから、農業を取り巻く環境は大きく変化しています。これらの状況から、地区の特性と農業との共存に配慮した適切な土地利用の検討が求められてきています。このような中で、従前、市街化調整区域であった谷津地区及び谷津3丁目地区の一部が平成19年(2007年)には市街化区域に編入されました。

谷津地区では、平成19年(2007年)にJR津田沼駅南口土地区画整理組合が設立され、新たな市街地形成へ向けた土地区画整理事業(施行面積:約35ha、事業期間:平成19(2007年)~26年度(2014年度))が実施されています。

基本構想や本計画、習志野市都市マスタープラン及び関連する諸計画と整合を図りながら、都市基盤施設整備と適切な土地利用の誘導を図ります。また、広域都市拠点(ペアシティ)の一方の拠点であるJR津田沼駅南口の都市機能の強化を図るため、周辺地区の都市基盤施設の整備も合わせて推進していくことが必要です。

ペアシティのもう一方の核である新習志野駅周辺では、平成8年（1996年）に千葉県国際総合水泳場がオープンしたのを始め、平成12年（2000年）以降には駅前に商業施設が出店して賑わいができ、また、新習志野駅北側の秋津地区には新総合福祉ゾーンが整備され、本市福祉施策の拠点が形成されています。さらに、幕張新都心拡大地区においては、平成15年（2003年）より順次新たな土地利用が図られているところです。

その他の地区においては、市街地における用途混在の解消、防災機能の強化、円滑な交通流動の確保等を計画的に進めて、都市の安全性・利便性の向上を図る必要があります。

公有地については、道路や公園といった用途別に関連する部署でその管理や有効利用を図っています。しかし、なかには公共施設整備完了後の残地、あるいは、用途廃止をした未利用地となっている土地があります。そうした土地についても有効利用を図るため、その状況を把握する台帳の整備や売り払い等を含めた公有地の有効な活用方法が課題となっています。

【施策の基本方向】

都市づくりの基本方針を示した土地利用計画を基に、地域特性や社会経済情勢の変化、生活様式の多様化、都市環境に対する配慮等、時代の潮流に適切に対応した総合的かつ計画的な土地利用を推進します。

市街化調整区域や工場跡地等の土地利用形態を見直すにあたっては、地権者や市民の意見、地域特性、環境、安全性、利便性、快適性等、多面的な視点から検討を行います。

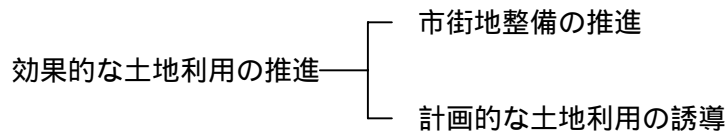
広域都市拠点のひとつである JR 津田沼駅周辺地区の一端を担う駅南口地区において、JR 津田沼駅南口特定土地区画整理事業を促進し、都市機能の充実を図ります。

もう一方の拠点である JR 新習志野駅周辺地区については、市南部の重要な拠点として、地域住民や駅前の商業施設に集まる市民、また、近隣事業所の就業者等の方々に対し、利便性の高い駅前空間の形成と合わせ、良好なまちなみの形成を図ります。

市有地については、公有地に関する台帳の整備を進めるとともに、未利用地の有効活用を図ります。

重点指標	単位	現状値	目標値
新市街地の居住人口	人	78	2,300

【施策の体系】



【施策の内容】

市街地整備の推進

本市の市街地は、商業・業務地、住宅地、工業地に大別できますが、このうち、商業・業務地については、魅力ある中心市街地の形成、安全で利便性の高い駅前空間の創出等に留意した整備を図ります。また、住宅地については、良好な住環境の地区においては、維持・保全を図り、また、都市基盤施設が不足する等、生活環境上・都市防災上、整備が必要な地区については、住環境の改善を図ります。

このうち、JR 津田沼駅南口周辺地区においては、土地区画整理事業により、商業業務等施設の拡充、良好な住宅地の創出等を促進します。合わせて、円滑で安全な交通処理を図るため、都市計画道路3・4・8号線及び3・4・19号線等の幹線道路、防災等の機能を有した近隣公園等の都市基盤施設の整備を推進します。

また、JR 新習志野駅周辺地区においては、駅前や幕張新都心拡大地区の商業施設等に集まる市民や、事業所で働く就業者の憩いと交流の場の整備を図ります。

計画的な土地利用の誘導

地区計画制度等の活用により、地区の特性にふさわしい良好な環境の整備・保全を図ります。また、必要な公共施設の整備と合わせた一体的・総合的な土地利用転換を計画的に誘導します。

市の所有する未利用地の状況を把握する「公有地カルテ」を作成し、売払い等を含めた有効活用を検討する基礎データとして整備します。仲よし幼稚園跡地については、周辺地域の土地利用との調和に配慮した有効活用を、また習志野高校跡地については、行政サービス機能等を備えた各種市民サービスの中核であり、かつ防災拠点として機能すべき新庁舎の建設に向けた取組みを進めます。さらに習志野郵便局舎跡地については、地域特性に配慮して地元大学との連携のもと、主に学習サービス機能を備えた複合施設の整備を図ります。

市街化調整区域の土地利用については、営農形態の変化や地区内の局所的な開発の動向

を踏まえ、それぞれの地区の特性や周辺環境等に留意した計画的かつ秩序ある土地利用を図ることができるよう、地権者や営農者と共に将来のあるべき姿を検討していきます。

それぞれの市街化調整区域については、以下の方向性を中心に検討します。

< 鷺沼地区 >

農地との共存による緑豊かで良好な都市型住宅の導入を図るとともに、ＪＲ幕張本郷駅周辺地区および幕張インターチェンジと連携した産業系の土地利用の検討を進めます。

< 藤崎・鷺沼台地区 >

農地との共存を図りつつ、総合公園の整備拡充や郷土文化施設等の導入を検討するとともに、緑豊かな住宅地の形成や既存住宅地における住環境向上の方向で検討を進めます。

< 屋敷調整池地区 >

都市公園等としての環境の維持・保全を図ります。

< 屋敷 1 丁目地区 >

周辺地区と融和した秩序ある土地利用を図ります。

< 実籾本郷地区 >

農地との共存を図りつつ、公園緑地等の整備を図るとともに、既存市街地における住環境の向上、幹線道路沿道にふさわしい土地利用の整序等を図る方向で検討を進めます。

< 実籾 3 丁目地区 >

農地との共存のもとで、駅周辺地区の商業業務地および緑豊かで良好な住宅地の形成に向けて検討を進めます。

< 谷津干潟地区 >

都市内における良好な自然環境である谷津干潟の維持・保全を図ります。

< 河川地区 >

河川機能の維持・保全を図ります。

主な事業	
JR 津田沼駅南口特定土地区画整理事業【重要】	市有財産売払い

3 節 快適な生活環境の創造

1 項 都市基盤の整備・充実

【現状と課題】

物流企業の立地や近郊への大型商業施設の集積等、車による行動を前提とした都市機能の充実が求められる中で、道路の果たす役割がますます重要になっています。本市の道路網は、広域的な幹線道路（東関東自動車道、京葉道路、国道 14 号、296 号、357 号、県道千葉船橋海浜線、幕張八千代線、千葉鎌ヶ谷松戸線）や主要な都市計画道路の 3・3・2 号線、3・3・3 号等が市街地の骨格を形成し、京葉地区における交通の要衝地となっているとともに、市民の行動範囲の広域化に対応しています。しかし、近年の自動車交通量の増大に伴い、特に市内南北方向の道路では、鉄道による道路の分断や都市計画道路整備が完了していないことなどから、慢性的な交通渋滞や住宅地への通過交通の混入を招いています。

今後も都市計画道路の整備率向上をはじめとして、利便性の高い道路網整備をさらに推進するとともに、生活道路における歩道の段差解消等のバリアフリー化とユニバーサルデザインの導入を推進することにより、高齢者や障害者をはじめ、すべての市民にやさしいまちづくりを進めることが必要です。

「交通バリアフリー法」については、平成 18 年（2006 年）に「ハートビル法」と一本化し、「バリアフリー新法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)」として制定されたことから、バリアフリー基本構想の見直しを図る必要があります。

鉄道、バスなどの公共交通機関は、通勤・通学のほか、商業、公共サービスなどの各種機能を相互につなぐ、市民、特に高齢者の大切な移動手段となっています。市内の鉄道は JR 総武線・京葉線、京成線、新京成線の 4 線があり、主として東京、千葉方面をつなぐ東西方向に整備されています。多くの市民が利用する市内の鉄道駅では、「習志野市交通バリアフリー基本構想」に基づき重点整備地区に指定された駅のバリアフリー化が進みましたが、今後は重点整備地区以外の駅のバリアフリー化が課題になっています。

バス交通については、市内各地から主に JR 津田沼駅を結ぶ京成バスと、東部地区の一部と幕張方面を結ぶ千葉シーサイドバスの路線バスが運行されています。しかし、市内を南北に結ぶ路線や京成線の各駅へ向かう路線が少ないことから、高齢者、障害者や子どもたちを始め多くの市民が便利にまた安全に市内を移動することができるよう、平成 19 年度（2007 年度）から京成津田沼駅、京成大久保駅、京成実籾駅をそれぞれ基点として南北方向を結ぶコミュニティバスの実証運行を開始しました。コミュニティバスの実証運行では、経費と効果のバランスを検証しつつ、市民にとって最も身近な利用しや

すい交通手段としての運行を図ると共に、バス事業者に対して、自主運行を促す働きかけを継続することが重要です。

本市は快適で豊かな暮らしづくりを推進するため、水道事業は昭和24年（1949年）ガス事業は昭和33年（1958年）より事業を開始しました。以来、安定供給はもとより低廉な料金の維持、安全の確保に努めてきました。両事業とも市勢の発展とともにその需要に応えるため諸設備の整備拡充を計画的に進めてきました。また、水道事業においては平成13年度（2001年度）から3カ年度にわたり実施した第二給水場更新工事が、ガス事業においては平成13年度から4カ年度にわたり実施してきた熱量変更事業が無事完了しました。この2事業の完了により将来にわたる供給設備の基礎を再構築することができました。

今後はより一層の安定供給を図るため、ガス水道の供給設備の整備を進めていくとともに、人材の育成に努め、新たなまちづくりに併せ環境にやさしい市営ガスを活用したエネルギー利用提案を進め地域・地球環境の保全に貢献することが必要です。

本市の上水道はJR総武線の線路を境として、北側が市営水道区域、南側が県営水道区域となっています。千葉県は、地域による水道料金の格差を縮小することを目的に、平成17年（2005年）に「県内水道経営検討委員会」を設置し、県内水道のあり方を見直す作業に着手しています。今後市民に安全で廉価な上水を供給する市営水道の安定的な経営の継続と、県内水道の統合、広域化に向けた動きがある中で、本市としての対応を図ることが重要な課題となってきています。

下水道は、生活環境の改善及び浸水の防除、広域的な公共用水域の水質保全のために必要不可欠な施設です。

本市では昭和41年（1966年）から下水道事業に着手し、浸水対策及び汚水対策を重点に整備を行い、現在は、印旛・津田沼・高瀬の3つの処理区に分けて下水を処理しています。

平成18年度（2006年度）末の下水道普及率は81.1%ですが、処理区別に格差が見られることから、今後も未整備地域の解消、老朽化施設の改築・更新及び耐震化を図るとともに、東京湾の水質保全のため、高度処理の導入及び維持管理コスト縮減の検討が必要です。

また、事業の進捗に伴う汚水量の増加に対応するため、津田沼浄化センターの機能拡充が必要となっています。

【施策の基本方向】

道路網については、広域幹線道路との接続性の向上、都市計画道路の整備、また、生

活道路の充実等を計画的に推進し、交通流動の円滑化や利便性の向上を図ります。また、道路の計画的な改修・改良を行い、道路環境の保全を進めるとともに、歩道の段差解消などのバリアフリー化を進め、高齢者や障害者をはじめ、すべての市民にやさしいまちづくりを推進します。

公共交通については、鉄道・バス等の事業者と連携を図りながら、効率的で円滑な輸送の実現に努めるとともに、コミュニティバスの実証運行を行うなど、公共交通機関の不便な地域の解消等に向けた取組みを進めます。また、公共交通の拠点となる駅前広場については、円滑な交通流動と利用者の安全性・利便性の向上に向け、整備を図ります。さらに、「習志野市交通バリアフリー基本構想」に基づく市内全鉄道駅のバリアフリー化を進めます。

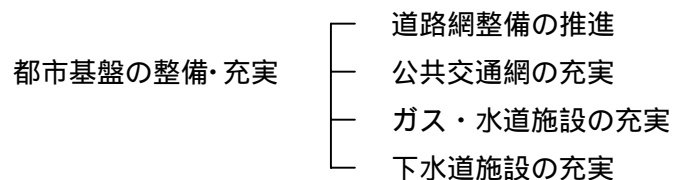
ガス・水道については、新たなまちづくりに併せてガス水道の供給設備の整備を進めていくとともに、環境にやさしい市営ガスを活用したエネルギー利用提案を進め、環境行政の一翼を担い、快適な暮らしと住みやすいまちづくりを目指します。

下水道については、計画的な整備地域の拡大、下水道施設の適切な維持管理、安全・環境対策の推進、下水道資源の有効利用等の検討を進めます。

重点指標	単位	現状値	目標値
歩道のバリアフリー化率	%	10	100

市内鉄道駅周辺地区のバリアフリー化率

【施策の体系】



【施策の内容】

道路網整備の推進

市街地の骨格を形成する広域幹線道路網の系統的な構成と位置づけを明確にし、整備の

緊急度を踏まえた整備を推進します。

《広域幹線道路》

都市計画道路 3・3・3 号線は本市の交流軸として位置付け、都市計画道路 3・3・1 号線、都市計画道路 3・4・4 号線とともに重点的に整備を推進します。

(東西方向として位置付け)

都市計画道路 3・1・20 号谷津芝園線(県道千葉船橋海浜線)

都市計画道路 3・4・4 号藤崎花咲線

都市計画道路 3・4・7 号浜宿線(国道 14 号)

都市計画道路 3・4・12 号東習志野八千代線

都市計画道路 3・5・18 号藤崎実籾線(県道長沼船橋線)

国道 357 号

(南北方向として位置付け)

都市計画道路 3・3・1 号東習志野実籾線(県道幕張八千代線)

都市計画道路 3・3・3 号藤崎茜浜線

国道 296 号

《幹線道路》

広域幹線道路と市街地や駅などを結ぶ道路で、都市の骨格や住区を形成します。都市計画道路 3・4・8 号線、都市計画道路 3・4・11 号線、都市計画道路 3・4・19 号線を中心に整備を推進します。

《補助幹線道路》

地区交通を分担する地域のサービス道路として、都市計画道路及び市単独計画道路の整備を推進し、また、必要により計画の見直しを図ります。

《市道等の生活道路》

「習志野市交通バリアフリー基本構想」に基づき、歩道の段差解消などのバリアフリー化を進めて高齢者や障害者をはじめ、すべての市民にやさしいまちづくりを推進します。

また、自動車と歩行者、自転車等が円滑に通行できるよう、道路補修計画に沿って、道路の改修・改良を行います。

湾岸地域のインターチェンジ等の道路交通結節点においては、周辺環境に配慮した整備を行います。

公共交通網の充実

公共交通の拠点となる駅周辺については、円滑な交通流動や利用者の安全性・利便性の

向上に向け、重点化、順序化を図りながら道路基盤の整備を推進します。ＪＲ津田沼駅周辺及び新京成新津田沼駅周辺については歩道改良等を実施し、高齢者、障害者等が安心して利用できる環境の整備を図ります。京成実籾駅南口周辺では、駅前広場、交差点改良等の整備を進めます。

「習志野市交通バリアフリー基本構想」に位置付けていない、重点整備地区以外の鉄道駅も含め市内全駅のバリアフリー化を促進すると共に、駅舎の構造上バリアフリー化が困難な京成大久保駅については、バリアフリー化と乗客の安全を確保できる抜本的な駅舎改築に向け、鉄道事業者との協議を進めます。

市民の重要な移動手段となっているバス交通については、バス事業者と連携して、道路、駅前交通、公共交通、公共施設等の整備状況を踏まえたバスルートの再編成及び拡充を検討し、利便性の向上、輸送力の増強、定時性の確保等に努めます。

また、交通不便地域の解消や市内南北方向を結ぶ公共交通網整備に向けたコミュニティバスの実証運行を行い、経費と効果のバランスを検証しながら本格運行に向けた検討を行うと共に、バス事業者の自主運行を促進します。

これら市域全体の公共交通体系を見直し、地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための計画策定に向けた検討を進め、計画的な公共交通網の充実を図ります。

ガス・水道施設の充実

第１給水場内施設の配水池の耐震強化、場内連絡管等の更新工事を行うことで更なる安定給水の拠点となりうる施設とします。

ＪＲ津田沼駅南口特定土地区画整理事業地内に、環境にやさしい市営ガスを活用したエネルギー利用提案を進め都市ガスの拡販を目指します。

また、県内水道の統合、広域化の動きを注視しながら、市民に安全で廉価な上水を供給する市営水道の安定的な経営の継続を図ります。

地震対策として、老朽化や耐震性を考慮し、諸設備の整備を進めます。

下水道施設の充実

下水道の未整備地域の早急な整備を推進するとともに、老朽化や耐震性を考慮して、定期的に下水道施設の診断調査を行うとともに、計画的に改築・更新を実施します。

また、下水道施設の処理能力の保持や安全性の確保のため、運転管理、保守点検等の合理的かつ効率的な維持管理を行うとともに、下水道用地についても、適切な維持管理を実施し、有効活用の検討及び活用を図ります。

津田沼浄化センターについては、事業の進捗に伴う汚水量の増加に対応するため、計画

的な機能拡充を進めます。

東京湾の水質向上のため高度処理を導入するとともに、循環型社会の構築に向け、処理水の再利用や汚泥の有効活用についての検討を進めます。

主な事業	
都市計画道路整備事業	第1給水場更新事業
道路改良事業	都市ガス拡販事業
交通バリアフリー特定事業	公共下水道整備・改築事業
環境対策事業	津田沼浄化センター増設・改築事業
コミュニティバス実証運行事業	合流改善事業

2 項 住宅政策の充実

【現状と課題】

核家族化、少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化などにより、住宅需要は拡大を続けており、かつ住宅や居住環境に関しての機能が重視され、地震時における安全性の確保など質の向上が求められています。

本市では平成 8 年（1996 年）に「習志野市住宅マスタープラン」を策定し、住宅施策の指針としてきました。しかしながら、その後の住宅事情や社会情勢の変化、住生活基本法に基づく千葉県住生活基本計画の策定を受け、本市においても新たな計画の策定が必要となってきております。

市営住宅については、平成 12 年（2000 年）及び 14 年（2002 年）に屋敷団地が建替えにより整備されましたが昭和 30 年 40 年代に建設された老朽化した住宅ストックも多く存在しており、これらの適切な維持、補修、建替えや高齢者への対応などが課題となっています。

分譲マンション等の共同住宅の供給が増加する中で、良質な住宅ストックを維持するため、適切な維持管理が求められています。

分譲マンション居住者が抱える様々な問題を把握するため、平成 16 年（2004 年）に「マンション実態調査」を実施しました。この中で、情報提供、相談業務、修繕に対する財政的な支援についての要望が多く寄せられ、これらについて市としての対応が求められています。

【施策の基本方向】

高齢者や障害者をはじめ誰もが安心して安全に暮らせる住宅・住環境づくりを行います。

市営住宅の老朽度、耐震性を考慮し、建て替え、維持管理、改善を計画的に行います。

分譲マンションの維持管理等に対し支援を行い適正な管理運営を誘導します。

重点指標	単位	現状値	目標値
既存市営住宅の居住環境改善数	戸	0	168

* 大規模改善工事により質的向上を図った市営住宅の戸数

【施策の体系】

住宅政策の充実 良質な住宅の供給推進

【施策の内容】

良質な住宅の供給推進

住宅は、市民にとって生活の基盤であり、誰もが安全で安心して暮らすことができる環境を整備すると共に、適正な維持管理を継続して行なっていくことが不可欠です。

住宅の安全性を高めるため、昭和56年（1981年）以前の旧耐震基準による古い木造住宅を対象に、平成18年度（2006年）から開始した「木造住宅耐震診断会」を引続き実施し、耐震診断の啓発普及に努め、必要に応じて耐震改修を誘導するなど既存住宅の耐震化を促進します。

また、市民が安心して改修・リフォームを行うことができるよう、防犯や省エネルギー等の環境への配慮、バリアフリー化等について情報提供に努めるとともに、相談体制を充実させ、良質な住宅の形成を目指します。

市営住宅の中で、特に老朽化が進み、良好な居住水準が確保されていない住宅については、耐震性を考慮し、建替え又は、既存ストックを活用し適切な維持管理・改善を計画的に行い、バリアフリー化、情報化への対応など住宅の質的向上を図ります。

都市再生機構住宅、県営住宅などの公共賃貸住宅の再生・有効活用については、関係機関と連携し、住宅セーフティネットの機能向上を図ります。

分譲マンション居住者への支援として、維持管理や修繕、建替え等に関する情報提供や相談会、セミナーの開催、管理組合に専門家を派遣するなど、県、関係団体と連携して支援体制を整備し、マンションの質の維持向上を図ります。

主な事業	
市営住宅維持管理事業	泉、東習志野団地大規模改修事業

4 節 地域情報化の推進

1 項 情報化の推進

【現状と課題】

IT 革命に対応する国の取り組みは、平成 13 年（2001 年）1 月の e-Japan 戦略からスタートし、情報通信基盤の整備においては、光ファイバ等ブロードバンドの利用環境は世界最先端となっております。この間、行政においては、全国的なネットワーク基盤として、総合行政ネットワークや住民基本台帳ネットワークが整備され、このネットワークを利用する公的個人認証サービス、組織認証基盤も整備されました。また、近年では携帯電話によるインターネット利用者が増加しており、利用環境の多様化が進んでいます。

本市においては市内全域へ CATV サービスが提供され、また光ケーブルや ADSL（電話線を利用する高速データ通信）によるインターネット接続サービスが市内全域で利用可能であり、市民が高速ネットワークを利用できる環境がすでに整っています。

インターネットは広報・広聴のひとつの手段として確立され、本市が協働型の施策を進める上で大きな柱となっています。本市ではホームページを通じて行政情報の提供が積極的に行われており、市長へのメールやパブリックコメント、市民満足度調査システムを通じて、広く市民の声を行政へ反映させる取り組みを実施しています。

本市の行政内部においては、庁内行政ネットワークがすでに整備されており、ネットワークを利用する様々な情報システムを業務ごとに活用して、行政事務の効率化・高度化、住民サービスの向上に継続して取り組んでいるところです。

また、教育現場においては、各学校におけるネットワーク基盤及びコンピュータ教室の整備を進め、情報教育を行うための環境づくりに取り組むとともに、小中一貫した情報化教育を行っています。

さらに、情報通信技術を活用するための前提となる、市民及び職員の情報リテラシーの向上に向けての取り組みを行っています。

今後は行政の様々な分野において、より効率的に業務を行うための環境整備を引き続き推進することももちろんですが、電子自治体の推進においては、単に行政内部の効率化が進むということにとどまらず、情報化によって市民の利便性が高まり、新しい価値を創造するような行政サービスを提供することが求められています。

個人情報保護の重要性が高まるなかで、情報通信技術の活用にあたって、近年情報セキュリティの問題が大きく取り上げられています。個人情報の漏えい事故が全国的に多

発しており、市民生活に重大な影響を与えることにもなりかねないため、情報漏えい事故の発生を未然に防ぐことが求められています。

本市では習志野市個人情報保護条例に基づいて、行政内部における個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、情報セキュリティ対策の基本的指針となる習志野市情報セキュリティポリシーを策定し運用を行ってまいりましたが、年々高度化するセキュリティ事案に対応するために、たえずポリシーの見直しを行い、セキュリティを確保するための実効的な施策が求められています。

【施策の基本方向】

市民の利便性が高まり、新たな価値が創造される行政情報サービスを構築、提供します。

情報通信技術を利用するための基盤環境整備を引き続き推進します。

情報通信技術を活用するために、人材育成を含めた推進体制を整備します。

個人情報保護、情報漏えい事故防止のために、情報セキュリティ対策を実施します。

重点指標	単位	現状値	目標値
オンライン手続きの利用率	%	0	50

【施策の体系】

情報化の推進

電子自治体の推進

【施策の内容】

電子自治体の推進

電子申請・届出システムや施設予約システムなどの導入を始めとする、行政手続のオンライン化の推進等によって、ワンストップサービスの実現を図り、市民にとってより利便性の高まる行政情報サービスの提供を実施します。あわせて、行政内部における決裁基盤の構築を推進します。さらに、マルチペイメントネットワーク等の活用により、収納・決

済の電子化を推進するとともに、電子入札の実施対象を拡大していきます。

また、市民と行政とが相互に情報の発信を行うことができる、市民と行政との協働型社会の実現の助けとなるような情報通信環境整備を推進します。

今後も情報システムの構築・利活用を進めるとともに、必要に応じて情報システムの更新を行い、行政事務の効率化・高度化を推進します。また、システムの共同化、標準化を進め、市全体として最適なシステム化がなされるよう、庁内システム全体の再構築について検討を行います。情報システムの更新、再構築にあたっては、移動体通信など新しい情報通信技術の活用を推進します。

学校教育においては、小中一貫した情報化教育を行うとともに、情報教育を行うためのよりよい環境づくりを推進します。また、市民及び職員の情報リテラシーの向上に向けての取組みを行い、情報通信技術を活用することのできる人材の育成に努めます。

個人情報の保護、情報セキュリティの確保については、習志野市個人情報保護条例及び習志野市情報セキュリティポリシーに基づいて、物理的・技術的・人的セキュリティ対策を実施します。特に定期的な自己点検、内部監査を行い遵守状況を確認するとともに、セキュリティ事故が発生することのないよう予防対策に努めます。また、実施された対策の結果を踏まえて、運用体制の見直しを随時行います。

主な事業	
情報通信基盤整備事業 行政手続等のオンライン化の推進	情報通信技術を活用した業務の効率化の推進

4章 活気あふれるいきいきとしたまち

1節 商業、工業、農業の振興

1項 商業、工業、農業の振興

【現状と課題】

経済の国際化やIT革命（情報技術の急激な進化）等に伴う社会情勢の変化や、商業、工業の都市間、地域間競争が激化する中で、市内企業者は絶えず厳しい経営改革の必要性に迫られています。商工会議所との連携の下に、時代に対応した企業経営を安定的に継続するための経営相談、情報提供、ビジネス機会の創出等の支援が必要です。

世代を超えた人々が集う場としての商店街は、地域連携の交流の場としての大きな役割を担っています。このような背景から、地域商店街は、産学民官の協働による育成をまちづくりの観点から進めることが求められています。平成17年度（2005年度）には、「商店街活性化研究プログラム事業」として、「こどもから高齢者まで様々な世代が集うにぎわいのある商店街」を研究テーマに市内8商店街を対象に、7大学・12研究室が、商店街活性化策の研究を行い、活性化策について提案しました。この提案に対し、平成18～19年度（2006～2007年度）に「商店街活性化パートナーシップ事業」として、地域の賑わいと交流の場である商店街の振興を図ることを目的に、提案を受けた商店街が商店街活性化策の事業を実施し、または、実施に向けた調査・研究をしました。この商店街活性化事業をきっかけとし、産学民官の連携及び、商店街活動としての継続をいかに図っていくかが課題とされます。

東部地区の工業集積地は、工場等の海外移転や再編により、撤退や縮小傾向、住宅や商業施設への転用が続いています。これらのことは、本市の産業活動の低下を招く要因であるとともに、住工混在解消政策への影響も危惧されるところです。企業や従業員が安心して操業と勤務できる良好な操業環境を整備しようとする工業地域団体の事業を支援しながら、市内工業の機能強化及び活性化を図ることが必要です。

近年の農業を取り巻く環境は、担い手の高齢化や後継者不足、都市化に伴う農地の減少等厳しい状況にあります。本市においても、市域全体が都市化の様相を呈し、農業振興地域となっている市街化調整区域においても遊休地の広がりや宅地化が進む中、農業者の営農形態や生産規模に応じた取り組みが求められています。都市環境と調和した農業を通じて、農業者と地域住民が共に豊かな市民生活を享受できる都市型農業の展開が課題となっています。

谷津干潟やバラ園、商店街、ハミングロード、史蹟、地域のまつりなど、既にある観光資源に加え、新たな観光資源を創出し、魅力ある都市型観光地として発展させ、まちの活性化につなげることが課題です。

また、ふるさと産品は現在 8 業者 30 品目の認定がされていますが、ふるさと産品業者会を中心に新たな産品の創出とともに生産、販売、PR体制の強化に取り組むことが課題であります。

中小企業において従業員等の確保が進展しない状況にある中、一方では、これから働きたい元気な高齢者の増加や家庭における女性の職に就きたいというニーズや社会的背景も大きくなってきています。

今後の課題として、雇用促進に向けた施策の検討、雇用の受け皿としての、新しい産業の育成や市民が自ら創業・起業するなど、新しい雇用創出に向けた施策の取り組みが必要となっています。

また、労働組合数及び組合員数が減少傾向にあったものの、近年は、ほぼ横ばいに推移している状況にあり、勤労者保護の観点から、勤労者福祉施策の推進や労働に係る法律等の周知に努めることが必要となっています。

【施策の基本方向】

中小企業の振興策として、中小企業資金融資制度を中心とした支援や、経営の安定化を図るために商工会議所が行う経営改善普及事業の実施を支援します。

商業については、消費者にとっての魅力や利便性の向上を図るための支援や中小小売店舗と大規模小売店舗との共存共栄による活性化を推進するための支援等を行います。

工業については、大学等の協力を得て既存工業の技術開発力の向上や経営体質の改善強化を促進するとともに、市内工場立地環境を整え、企業にとっての良好な操業環境づくりと保持を進めます。

農業においては、農業者の営農形態や生産規模に応じた農業経営基盤の整備を進め、農業生産の効率的な向上を図ります。

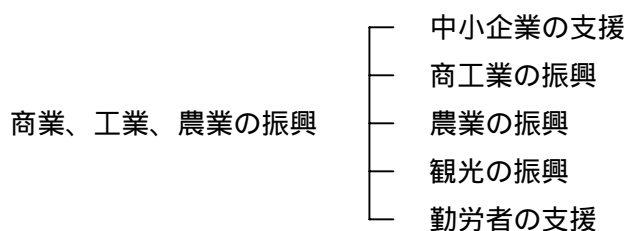
農業に期待される教育、文化、防災及び環境上の役割と機能に対する市民の理解を深めるための交流を促進し、都市型農業の振興を図ります。

地域観光資源の市内外への情報発信を強化し、新たな観光資源の発掘・創出、観光ルート等の整備を推進することにより、都市型観光の構築を目指します。

勤労者福祉については、暮らしに必要な資金や退職金制度への支援を行うとともに、勤労会館施設の充実ならびに国・県の職業相談窓口の活用や雇用情報機能の充実に努めます。

重点指標	単位	現状値	目標値
中小企業資金融資制度の充実 融資実績件数	件	90	110

【施策の体系】



【施策の内容】

中小企業の支援

市内の大多数を占める中小企業が、地域に根ざし安定した経営のもと事業展開できるよう、経営基盤の体力強化を図ります。

中小企業が時代に対応して経営できるよう、商工会議所と連携し、経営指導、経営・金融相談体制の充実を図ります。また、経営情勢に応じたセミナーや、経営技術取得講座等の研修会、事業拡大の契機となる各種交流会を開催することにより、中小企業の経営技術力の向上、人材育成、新たなビジネス機会の創出等について商工会議所とともに支援を行います。

中小企業者の資金調達の円滑化とその利子負担軽減を図る資金融資制度をさらに利用しやすく転換、充実を検討・実施します。

商工業の振興

既存商店の振興については、「中小企業の支援」の事業を基本に、個店の魅力の向上や経営の安定化を支援します。

拠点商店街については、周辺他都市からの来街吸引力の高い、時代に対応した新しい魅力をもった大型店や個店による商業集積づくりと、商店同士の連携、市民等の参加による活力と魅力の創出への取り組みを支援します。

地域商店街については、地域住民や来街者のための商業サービス機能を発揮できるよう、商店構成における不足業種への対応や空き店舗の活用を図るとともに、近隣の大学や地域住民等と商店街基盤の強化充実を図ります。

工業の振興については、自ら企業内の経営改革に積極的に取り組み、新製品の開発などの付加価値

が高い「ものづくり」のできる優良な市内企業の育成をめざします。

また、工業地域団体の事業を支援して、企業や従業員が安心して操業と勤務できる良好な操業環境づくりと保持を進めます。

農業の振興

都市型農業については、土壌改良や農道整備などの露地野菜の生産基盤整備を継続しながら、園芸施設導入を支援し施設園芸化を推進するとともに、担い手育成のための農業団体支援や共販品目拡大に向けた出荷支援によって、経営基盤の確立をめざします。

さらに、習志野産にんじんを使用したにんじんジュースのブランド化をはじめ、JA 千葉みらいの開設する大型直売所及び既存直売所における地元農産物の消費拡大と、市民農園や教育・健康福祉事業と連携した農業体験によって、より市民と身近な農業を目指して地産地消を推進します。

また、農業関係団体と連携して、農業的な利用に主眼を置いた遊休農地の活用に努めます。

観光の振興

観光は、本市イメージの向上や来訪者の拡大による商業活性化など、経済波及効果のある産業です。このため、習志野の持つ自然や人々、史跡、店舗、工場、農地などの資源を活用する都市型観光を構築するため、産学民官連携による観光プロジェクト会議を設置し、施策の推進を図ります。

「ふるさと産品」が、地域文化の向上や市民のふるさと意識の醸成には重要な要素であるため、ふるさと産品業者会の自立発展を図る事業を支援します。

谷津干潟や谷津バラ園、実籾本郷公園、関東の富士見百景に選ばれた茜浜緑地、ハミングロードなど潜在的な観光的資源が既にあり、また、寺社の七福神や小説「坂の上の雲」の歴史の舞台となった史蹟、各地に整備された彫塑など他市にはない財産があります。これらを優れた観光資源にするための観光ガイドの充実を図るため分野別、地域別、ルート別に整理し、新たな観光資源としての観光パンフレットやホームページでの観光情報などへの活用を図り、市民をはじめ市外からの来訪者を増やすとともに、映像製作者へのアピールを行い、撮影場所としての利用拡大を図ります。

また、本市には観光推進母体となる観光協会等の団体が存在しないことから、市内の経済団体等との協議を重ねる中で、観光協会の設立に向けて検討します。

勤労者の支援

市内企業に勤務する従業員の福利厚生を図るため、国の中小企業退職金制度加入企業及び勤労者団体の実施する福利厚生事業に助成していきます。

市内勤労者が円滑な資金貸付を受けられるよう中央労働金庫に預託を行います。

勤労者福祉厚生施設である勤労会館については、勤労者等が一層利用しやすい施設として、計画的

な施設改修を行うとともに、民間事業者との競合しないことを前提に初級を中心とする講座の開講などを行っていきます。

市民が就職に必要な職業技術や知識、経験を養うための講座等の開設・紹介及び市内企業等の協力のもと、就業意識の醸成や求人企業と求職者のニーズのミスマッチの解消を図るためインターンシップを推進します。

また、市民の求職ニーズに対応するため、インターネットを活用した市内事業所等の求人情報の提供、労働に関する法改正や講座・セミナーなどの情報発信及び事業所等への周知普及により、市民の就業機会の拡大を図ります。

さらに、国・県との連携並びに施設の活用を図ることはもとより、高齢者・障害者雇用や仕事と家庭の両立支援など企業が行う取り組みへの支援として奨励金の支給を検討・実施します。

主な事業	
中小企業資金融資制度の充実	生産基盤整備事業
経営安定化支援事業	共撰・共販支援事業
ISO 取得支援事業	観光プロジェクト会議設置事業
産学官連携プラットフォーム事業	雇用対策事業

2 節 2 新しい産業の育成

1 項 1 新しい産業の育成

【現状と課題】

わが国製造業は近年回復傾向を見せ、中小企業や地域経済にも徐々にその影響が浸透しつつあるものの、規模・業種や地域にばらつきが見られ、若者を中心としたものづくり離れと技術未継承や海外移転による国内製造業の空洞化により、戦後の経済を支えてきたものづくりの衰退が懸念されています。このような状況の中、本市は市内に理系の3大学が立地しているメリットから、産学民官が連携していく上で非常に大きなポテンシャルを有しています。一例として、習志野市産学官連携プラットフォーム委託事業に取り組んでいます。

本市の潜在的な資源（大学）等を最大限に活用できる環境を整え、産業の活性化及び産業のまちづくりとしての推進を図るため、大学・企業・市民など様々な人が行き交い相互の交流を図る拠点「プラットフォーム」を習志野商工会議所に置き、市内の千葉工業大学・日本大学・東邦大学と市内事業者の連携により新技術・新産業の開拓や技術相談及び、大学の研究内容、遊休機器の紹介や企業の技術ニーズの紹介したホームページの開設などの情報提供を行っています。

なお、新産業・新技術の創出等、実際の製品開発までには長期的な取り組みが必要とされます。

また、新製品の共同開発や新事業の展開を促進するため、異業種交流グループが大学等と提携して行う研究開発に対し、国・県等の補助制度の活用を図るとともに、本市独自の補助制度を検討が必要とされます。

今後の課題として、産学民官連携の下に産業基盤の強化を図り、新世紀における産業の牽引役として期待されるロボット・バイオ・情報といった新たな産業分野の創出や、異業種の連携による新技術・新製品開発にも積極的に支援していく必要があります。市民の役割としては、地域産業の振興が自らの生活の向上と地域の活性化に寄与することを理解し、市民生活と産業が調和する都市の実現に向け協力するよう努める必要があります。

創業・起業への支援としては、習志野商工会議所にて、創業・起業を考える市民に対し「創業塾」の開催をしております。

今後の課題としては、実際の創業・起業から、自立安定経営に至るまでには、多くの専門的な支援が必要とされます。

【施策の基本方向】

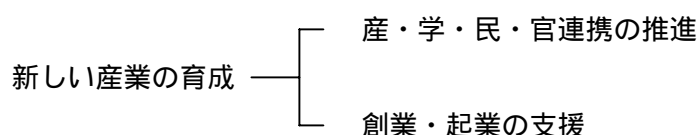
急速な産業構造の変化や技術革新に対応した、将来性のある新たな産業を創出・育成するため、

既存の市内企業や地域の人材、本市に立地する大学等を活かした戦略づくり、そのための新たな産学民官の連携による産業振興策や、産業基盤の整備を検討します。

創業・起業の促進は、人的な活性化はもとより本市の経済活力や財政面でも非常に重要な課題であり、これらを支援し促進します。

重点指標	単位	現状値	目標値
コミュニティビジネス起業塾の受講者数	人	0	30

【施策の体系】



【施策の内容】

産・学・民・官連携の推進

本市の産業の育成のために、潜在的な資源である大学や市民が最大限に活躍できる環境を整え、産学民官の人的連携を機軸としたネットワークにより、本市の産業の活性化と産業のまちづくりとしての推進を図ります。

また、新製品の開発や新事業分野に挑戦することにより、企業発展の方向性を見出していくことが必要であり、産学官連携プラットフォーム委託事業の継続、国・県等の研究施設等の活用、新製品の共同開発や新事業の展開を促進するためアドバイザー派遣制度・共同開発助成制度等の支援策を検討・実施します。

創業・起業の支援

経済活力を創出する面からも、創業・起業促進が社会的課題となっており、人的な活性化はもとより本市の経済活力や財政面でも非常に重要な課題となっていることから、これに対する支援・促進をします。

具体的な施策としては、創業・起業の相談体制の充実、セミナー等の開催、団塊の世代を中心としたコミュニティビジネス起業塾の開催等を図ります。

主な事業	
コミュニティビジネス推進事業 産学官連携プラットフォーム事業（再掲）	

3 節 都市間・国際間交流の促進

1 項 都市間・国際間交流の促進

【現状と課題】

富士吉田市や南房総市（旧丸山町）と行っている都市間交流については、相互の観光や物産の宣伝紹介を行い、産業の振興を促進するため、それぞれの主要なまつりに習志野市ふるさと産品業者会と共に参加しています。

今後は、業者間での観光・経済交流を更に深め、経済活性に繋げることが重要です。

昭和61年に米国タスカルーサ市と姉妹都市提携を結んでから、平成18年（2006年）で20周年を迎えました。青少年の相互交流やスポーツ・文化交流等をはじめ、様々なプログラムを展開してきました。今後も、更なる充実を図ります。また、湿地提携を結んでいる豪州ブリズベン市との交流も推進していきます。

習志野市国際交流協会では、市民が参加できる様々な事業を展開し、市内在住外国人と市民の草の根交流の推進を図っています。今後も、住民参加、行政との協働等を視野にいれ、更なる市民レベルでの草の根交流を推進できるよう支援していきます。

【施策の基本方向】

富士吉田市、南房総市との都市間交流により、各地域の独自性を活かしながら、相互間の産業界主体の交流へと発展させていく中で、市民を含めた多様な交流を促進します。

姉妹都市タスカルーサ市との交流を中心に、市民が参加できる事業の展開を通じて市民への国際感覚の醸成を図ります。

また、多文化共生社会の実現をめざします。

重点指標	単位	現状値	目標値
国際交流協会事業への参加者数	人	8,469	10,000

【施策の体系】

都市間・国際間交流の促進

都市間・国際間交流の促進

【施策の内容】

都市間・国際間交流の促進

都市間交流では、観光・経済交流を中心に引き続き南房総市、富士吉田市で開催されるまつりに参加します。

国際間交流では、姉妹都市タスカルーサ市と派遣、受入を隔年で行っている青少年交流プログラムの更なる充実を図ります。また、湿地交流を中心に、プリズベン市との交流の輪も広げていきます。

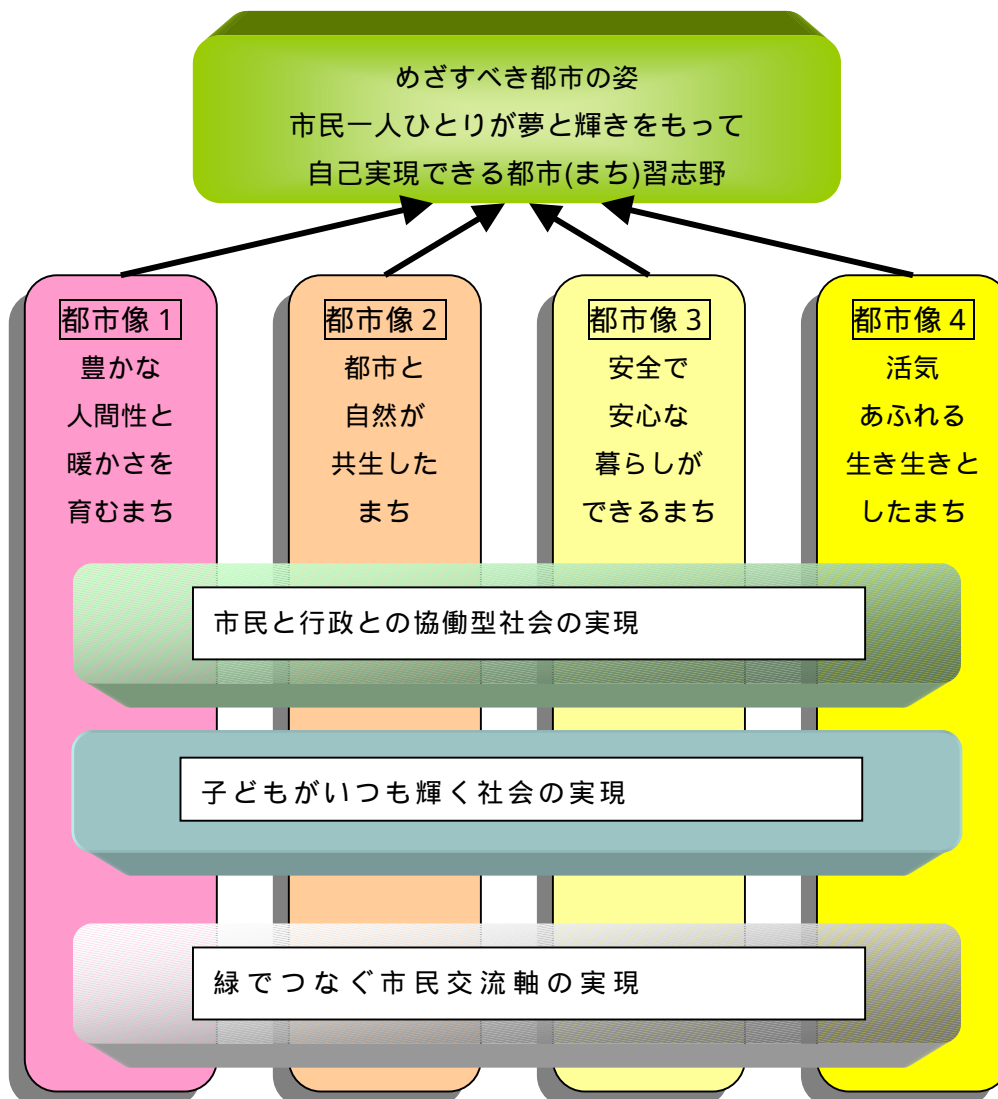
そして、習志野市国際交流協会と行政の協働による多文化共生社会の実現に向けた、事業を展開していきます。

主な事業	
国際交流事業	

「市民一人ひとりが夢と輝きをもって自己実現できる都市(まち)

習志野」への総合的な取り組み

本計画における、めざすべき都市の姿「市民一人ひとりが夢と輝きをもって自己実現できる都市(まち) 習志野」を実現するために、4つの都市像を柱とした施策の体系を構築しています。しかし、行政課題には、施策体系や従来型の縦割組織を横断する様々な課題があります。このことから前頁までに提示した施策の体系とは別の角度から、施策の体系の枠組みを超え、さまざまな組織や施策との連携が必要な総合的な取り組みが重要になっています。そこで、全市を挙げての取り組みとして、「市民と行政との協働型社会の実現」、「子どもがいつも輝く社会の実現」、「緑でつなぐ市民交流軸の実現」を以下に掲げます。



【市民と行政との協働型社会の実現】

将来都市像にある市民一人ひとりの自己実現には、市民と行政が共に考え、相互に理解しあうことが必要であり、市民・市民活動団体・学校・企業・行政など異なる主体間の交流や、世代や属性を超えた市民相互の交流を通じた協働型社会の構築が極めて重要となります。

また、限られた財源の中で多様化・高度化する住民ニーズに対応するためには、これまでのように行政単独で公共サービスを担っていくことには限界があります。効率的・効果的な施策の展開に向け、市民と行政の役割分担を明確化するとともに、互いが責任をもって対応することが必要となります。

このようなことから「市民と行政との協働型社会の実現」を目指し、協働しやすい環境づくり、政策形成過程における市民の意見の反映などを積極的に推進します。また、異なる主体が連携できるよう積極的な行政情報の提供・公開やそのための情報基盤整備などを通して、行政の透明性を確保するとともに、協働のための基本方針に基づき、そのもとで様々な分野で協働事業を積極的に展開します。

まちづくり会議や自治活動の活性化を図り市政への市民参加の機会を拡充します。また、広報・啓発活動や男女共同参画センターの充実により男女共同参画社会の実現に努めます。

少子高齢化等、市を取り巻く環境が変化する中で、今後ますます厳しさを増すと予想される財政状況を踏まえ、行政評価の活用や後期基本計画、行政改革に関する計画の適正な進行管理を通して、行財政運営の適正化・効率化を進めるとともに、市民との協働を推進することにより、さらなる財政運営の健全化に取り組みます。

市民主体による行政サービスの選択・決定や市民と協働した事業展開の前提となる行政情報の共有化や協働しやすい環境づくりに向け、行政内部の情報通信ネットワークの拡充や市民活動インフォメーションルームの機能充実を図り、積極的な情報開示や総合的な市民活動支援を進めます。

地球温暖化防止やまちの美観保全・緑化の取り組みなど環境問題への対応、子育て支援や青少年の健全育成、地域福祉の充実、健康づくりなど、様々な分野において市民・市民活動団体・学校・企業と行政による協働型の事業展開を協働のための基本方針に基づき、積極的に推進します。

市と市民等の役割分担モデル

従来	活動領域	公的な領域	私的な領域
	主体 (担い手)	市	市民等

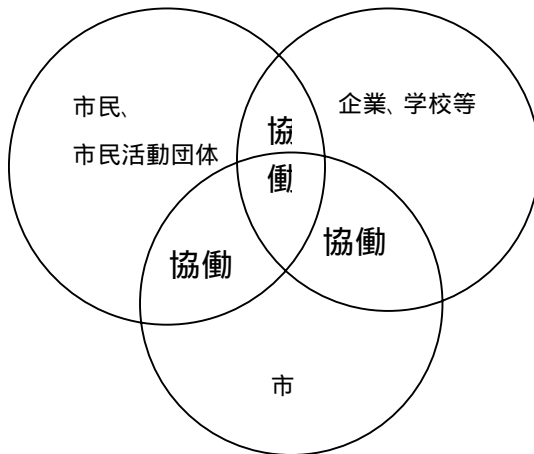


協働型 社会	活動領域	公的な領域	新しい領域	私的な領域
	主体 (担い手)	市	協働	市民等

*新しい領域とは、地域福祉、子育て支援、環境問題への対応をはじめとするあらゆる分野の協働で取り組むべき領域。

*市民等とは、市民、市民活動団体、企業、学校等を含む。

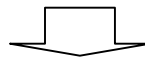
市と市民等の協力関係モデル



*協働とは、市民・市民活動団体・学校・企業・市が、互いの特性を認識・尊重し合いながら、対等な立場で共通の目的(事業)を達成するために協力・協調することです。

将来都市像との関係

- ・協働しやすい環境づくり
- ・市民と行政の役割の明確化
- ・積極的な情報開示
- ・協働事業の推進



市民と行政との協働型社会の実現



市民一人ひとりが夢と輝きをもって自己実現できる都市(まち)習志野

【子どもがいつも輝く社会の実現】

将来都市像にある夢と輝きのあるまちづくりのためには、次代をひらく人づくり、とりわけ健やかで個性豊かな子どもたちを育成することが重要となります。このことから、「子どもがいつも輝く社会の実現」を目指します。子育て世代にとって魅力ある都市（まち）は常に若さと活力を備えた都市（まち）であると考えます。習志野市次世代育成支援対策行動計画に掲げる子どもがたくましく生きていく力を養う「自立力」、家族が支え合い、子育てに喜びを感じる「家庭力」、地域が子どもや家庭をあたたく応援する「地域力」の視点を持ち、「次世代の親の育成」、「子育て・子育て支援体制の整備」、「親と子どもの健康・安全の確保」に積極的に取り組みます。また、男女共同参画社会について、次世代の親となる子どもたちへの各種普及、啓発活動を充実していきます。

子どもが心身ともに健やかに成長し、豊かな心を持った大人に育つよう、「生きる力」を育成する教育の実施、学校などの教育環境の整備をするとともに、家庭や学校、地域社会の十分な連携の下で、家庭や地域の教育力の向上を図ります。また、教職員の指導力向上を図るため、研修等を積極的に実施します。

子どもの健全育成のための良好な環境づくりに取り組むとともに、子どもたちの「生きる力」の基礎となる基本的な生活習慣を育成するため、「早寝早起き朝ごはん」運動や「食育」を進めます。思春期を迎えている子どもには、次世代の親としての意識付けを図ります。

一時保育や放課後児童会など、多様なニーズに応える保育サービスを充実するとともに、家庭や地域の教育力向上を図るため、関係機関が連携し、啓発活動や子育て相談、地域ぐるみの家庭教育支援及び安全を守るシステムの整備に取り組みます。

子育てに関する情報提供の充実や高齢者の知恵・経験を生かす活動などにより、地域全体として子育ての支援に参加できる仕組みを充実させます。そのため、既に幼稚園と保育所、こどもセンターが一体となったこども園が設置されていますが、このこども園の整備を推進します。

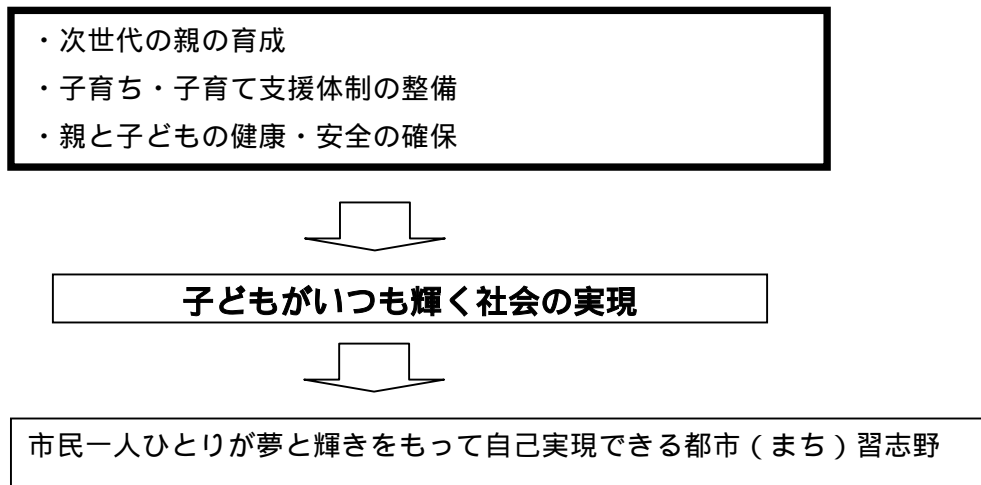
共働き家庭やひとり親家庭が増えており、こうした家庭を職場、さらには地域全体で支援していくほか、男女共同参画社会の実現のためにも、男性の子育て参加を促す各種取り組みを充実させていきます。

母親の心身の健康を保持し、安心して妊娠、出産、育児ができるような環境を整備するとともに、妊娠期から子育ての時期までの個々の状況に応じた一貫した親子の支援を充実させ、育児不安の軽減、虐待の予防を推進します。

健やかな生命を育む環境を整えるため、心身ともに健やかで、自分や相手を大切に思う気持ちをもった子どもに育つよう、幼児期・学童期・思春期・青年期と一貫して生と性の尊厳を啓発する活動（教育・相談）に、関係機関と連携を図って取り組んでいきます。

また、保育所・幼稚園・小中学校における通学・通園時の安全確保をはじめ、事故や犯罪の危険から子どもを守るため、交通安全や防犯面で総合的な対策を推進します。

将来都市像との関係



【緑でつなぐ市民交流軸の実現】

本市の最北東部から市のほぼ中央部を縦貫し、海浜部まで続く「ハミングロード」は、他市にない地域の財産であり、やすらぎと憩いの場として多くの市民に愛され、本市の誇りとなっています。本市に点在する緑と水の拠点をつなぐ「ハミングロード」を緑と水の南北軸とし、「香りの道」を緑と水の東西軸として計画していきます。この2つの骨格軸については、都市マスタープランで掲げられ、緑の基本計画で、明確に位置付けています。この2つを都市計画道路と並ぶ都市の骨格軸とした「緑でつなぐ市民交流軸の実現」を目指し、多面的な有効活用や整備を市民との協働で進めます。

「緑や水辺とともに快適に暮らせるまち習志野」の骨格となる「ハミングロード」や「香りの道」を「緑でつなぐ市民交流軸」として位置付け、緑化を推進するほか、文教住宅都市を象徴する学習資源、景観資源、協働・交流資源として活用します。

「ハミングロード」は、市民のやすらぎの場、スポーツ・レクリエーションの場、健康づくりの場、さらには通勤通学・生活道としての機能を高めるため、未整備区間の整備により連続性を確保するほか、歩きやすく優れた歩行空間として再整備していきます。

「香りの道」は東習志野ふれあい広場を起点とし、実花緑地、実籾本郷公園、森林公園、JR 津田沼駅、谷津干潟等を経て、習志野緑地に至るルートで、主要な公園や駅をつなぎます。主に既存道路を活用した街路樹の整備、民有地の緑化、市民による花壇設置等、「緑の香り」を感じるうるおいのある歩行空間として計画を進めていきます。この中で JR 津田沼駅南口は、広大な農地から都市的土地利用への転換を図り、防災機能を有した近隣公園等の都市基盤を整備するなど、都市の顔となるよう新たなまちづくりを進めていきます。

将来都市像との関係

・ハミングロード・香りの道の整備



緑でつなぐ市民交流軸の実現



市民一人ひとりが夢と輝きをもって自己実現できる都市（まち）習志野



(出典：緑の基本計画)